

平成26年 2 月

専門委員参考資料
(改訂版)

最高裁判所事務総局

專門委員參考資料

(改訂版)

初版はしがき

この資料は、専門委員になられた専門家の方に、民事訴訟についての全体像や専門委員として訴訟手続きに関与する場合のイメージをつかんでいただくために作成したものです。

専門家の方にとって、訴訟手続きは全くなじみのないことが多いと考えられますので、専門委員が関与する場面を中心として、簡潔に、かつ具体的に民事訴訟手続きについて説明しています。また、実際に訴訟手続きに関与するに当たっては、事件の内容を把握する上で、事件記録が参考となりますので、その写しを抜粋したものを資料として添付しました。さらに、訴訟手続きにおいては、初めて聞く方にとっては、わかりにくい法律用語も多いと思われるので、必要と思われるものについて、法律用語集としてまとめたものも末尾に掲載しました。

本書が、専門委員の執務の参考として利用され、お役に立てば幸いです。

平成16年2月

最高裁判所事務総局民事局

改訂版はしがき

平成16年4月に民事訴訟に専門委員制度が導入されて9年が経過し、同制度は専門的知見を要する訴訟の適正・迅速な裁判の実現に貢献しており、さらにその活用を広めていくことが期待されています。

この度、平成25年1月に施行された非訟事件手続法において、非訟事件についても専門委員制度が導入されたことから、これに対応した内容を追加するとともに、この間の運用の蓄積を踏まえて、その内容の修正を行うこととしました。

第1章及び第2章は、民事訴訟と非訟事件に共通する専門委員の制度や地位・職務について、第3章から第5章までは民事訴訟に固有の内容について、第6章は非訟事件に固有の内容について説明しています。なお、初版時には参考として事件記録抜粋を添付しましたが、実務の運用としては、専門委員に事件記録全てを読んでもいただくことはそれほど多くはありません。そこで、改訂版では、これに代えて、実際に専門委員に関与していただく場合の手続の流れの例を資料として添付しました。

これまでの専門委員の関与状況を見ると、平成20年以降は専門委員が関与した事件が400件台で推移しており、医療、建築、知的財産の分野をはじめ、様々な専門的知見を要する専門訴訟で、専門委員は活躍されています。専門訴訟に加え、非訟事件において専門委員制度が導入されたことにより、事案の解明及び紛争の解決に専門的知見を要する事件において、専門委員の活躍がますます期待され

ています。そのような中、初めて専門委員になられた方に専門委員制度について理解していただくとともに、さらには、既に専門委員として経験を積まれた方にこれまでの知識を整理・確認していただくための参考として、本書が利用され、お役に立てば幸いです。

平成26年2月

最高裁判所事務総局民事局

凡 例

本書で用いた法令の略号のうち主なものは次のとおりです。

民 訴 法 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

民訴規則 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）

非 訟 法 非訟事件手続法（平成23年法律第51号）

非訟規則 非訟事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第7号）

目 次

第1章 専門委員制度	1
第1 制度の導入の背景	1
第2 意義及び役割	3
第2章 専門委員の地位及び職務	5
第1 専門委員の地位	5
1 身分	5
(1) はじめに	5
(2) 経済的活動	5
(3) 政治的活動	6
2 任命等	6
(1) 任命	6
(2) 欠格事由	6
(3) 任期・所属の裁判所等	7
3 解任	10
4 その他	10
(1) 除斥、忌避及び回避について	10
(2) 専門委員と調停委員の違い	10
第2 専門委員の職務における留意事項	11
1 一般的な留意事項	11
2 職務を行う上での留意事項	12
(1) 事件に関与する上での準備	12

(2) 中立性・公平性の維持	12
(3) 職務上知り得た秘密の保持	14
(4) 期日に臨む上での注意事項	14
(5) その他	15
3 執務に関する問合せ先	15
第3章 民事訴訟制度	16
第1 民事訴訟の一般原則	16
第2 民事訴訟手続の流れ	17
1 全体の流れ	17
2 訴えの提起	19
3 事件の審理	19
(1) 第1回口頭弁論期日	19
(2) 争点及び証拠の整理手続等	19
(3) 証拠調べ手続	21
(4) 電話会議・テレビ会議システムの利用	24
4 事件の終局	26
(1) 和解	27
(2) 判決言渡し	27
第3 民事訴訟における裁判所の構成等	27
第4章 専門委員の訴訟手続への関与	29
第1 関与する手続の概要等	29
1 概要	29
2 関与決定及び指定	29

第2 具体的な関与の流れ	31
1 専門分野の適合性や利害関係の確認等	31
2 関与する期日までの準備	31
(1) 専門委員の指定	31
(2) 事案の概要の把握等	31
(3) 書面の提出依頼	32
3 期日の立会	32
(1) 争点及び証拠の整理手続等	32
(2) 証拠調べ手続	35
(3) 和解を試みる手続	36
第3 関与の決定の取消し	37
第5章 代表的な専門訴訟類型の特色・工夫点等	38
第1 建築関係訴訟	38
1 特色	38
2 工夫点	39
3 建築関係訴訟における専門委員	39
第2 医事関係訴訟	40
1 特色	40
2 工夫点	41
3 医事関係訴訟における専門委員	41
第3 知的財産権関係訴訟	42
1 特色（特許権関係訴訟を中心に）	42
(1) 侵害訴訟	42

(2) 審決取消訴訟	44
2 裁判所調査官	45
第6章 非訟事件関係	46
第1 非訟事件の種類	46
第2 非訟事件の手続の一般原則等	47
1 処分権主義の制限	47
2 職権探知主義	47
3 簡易迅速な手続	48
4 非公開手続	48
第3 非訟事件における専門委員制度	48
1 専門委員制度の導入の背景	48
2 専門委員制度の特徴	49
第4 具体的な非訟事件（株式価格決定申立事件）	51
1 特色	51
2 工夫点	51
付録1 専門委員関与例	53
付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）	69
付録3 法律用語集	75

第1章 専門委員制度

第1 制度の導入の背景

私人間において民事上の権利関係についての紛争が生じた場合に、話し合い等による解決ができなければ、最終的には、裁判所に訴えが提起されることとなりますが、科学技術の発展、社会経済活動の高度化を背景として、建築関係訴訟、医事関係訴訟、知的財産権関係訴訟等のような、紛争の解決に専門的な分野の知識を要する訴訟（専門訴訟）が数多く提起されるようになっていきます。

専門訴訟では、当事者の言い分が専門的な知識経験に基づいていることが多く、その内容を理解する上でも専門的な知識経験が必要となる場合があります。しかし、裁判官は、そのような専門的分野の専門家ではないことから、当事者の言い分や証拠の内容等を十分に理解し、争点（17ページ参照）が何であるかを整理するために、審理期間が長期化してしまう傾向がありました。また、当事者の言い分が明らかとなった後、どちらの言い分が正しいのかを判断する上で、専門家の意見を伺う必要があるときには、鑑定（22ページ参照）という手続を行うことがあります。鑑定の基礎となる資料が十分に選定されていないなどの問題点が指摘されており、それらが一因となり、鑑定に時間を要することが少なくありませんでした。通常の民事訴訟事件の審理期間が、近年、紛争の早期解決に向けた様々な方策・工夫等により短縮され、平均で1年を要しない

ようになっているのに対して、専門訴訟については、前述のような事情から、その審理期間の平均は通常の民事訴訟に比べて長くなる傾向にありました。

このような問題点を解決するためには、紛争の対象となっている専門的な分野に関し、知識経験を豊富に有している専門家からの協力をいただくことにより、専門訴訟における手続を円滑に進行させ、紛争の早期解決を図ることが不可欠であるという観点から、様々な検討がされた結果、平成15年7月に民事訴訟法の一部を改正する法律が成立し、新たに専門委員制度が設けられました。この制度により、専門訴訟において訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の進行を図るために必要がある場合には、専門委員に訴訟手続に関与していただき、適宜、専門的知見に基づく説明をしていただくことができるようになりました。

さらに、平成23年5月に新しい非訟事件手続法が成立し、非訟事件（46ページ参照）においても、専門委員制度が導入されることとなりました。これを受けて、平成24年7月に非訟事件手続規則の制定及び専門委員規則等の改正が行われ、専門委員制度の細目に関する事項や専門委員の任免等に関する事項について、必要な規定が整備されました。

非訟事件においては、専門委員は、専門的知見に基づく『説明』ではなく、専門的知見に基づく『意見』を述べていただくこととなりますが、この点は後述のとおり、民事訴訟と非訟事件の基本原則の相違によるもので、専門委員の制度趣旨は、民事訴訟における専門委員制度と基本的に異なりません。

非訟事件における専門委員については、第6章で、民事訴訟にお

ける専門委員との相違点を中心に説明することとします。

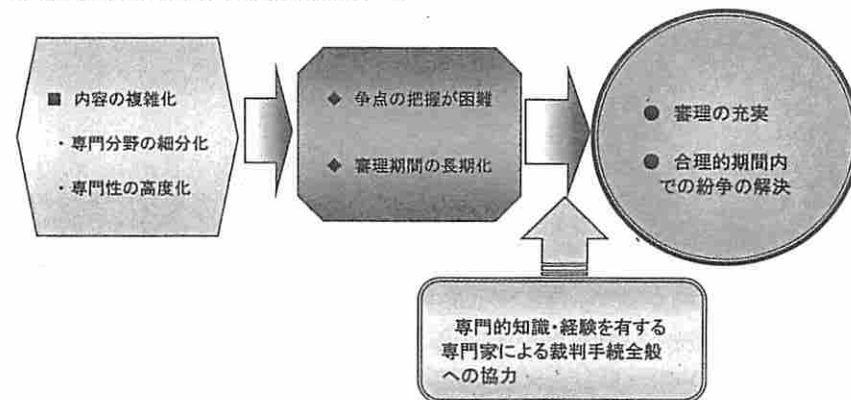
第2 意義及び役割

専門委員制度とは、専門的な分野について知識経験を豊富に有する専門家（専門委員）に、民事訴訟及び非訟事件における的確かつ円滑な審理の実現のために、必要な場合に専門的知見に基づく説明等をしていただくものです。

具体的には、的確かつ迅速に事案の内容を把握して主張を整理するなどのために、裁判所が、専門委員から、当事者の主張や証人の証言等について必要な説明等をしていただいたり、専門委員から証人等に対して質問していただいたりすることになります。また、和解を試みる場合に、話し合いをあっせんする上で専門的な知識経験に基づく説明等が必要であるときには、裁判所は、専門委員から説明等をしていただくことになります。

このように、専門委員の説明等により、裁判所が十分に有していない専門的な知見が補完されることで、裁判所としては、より早期

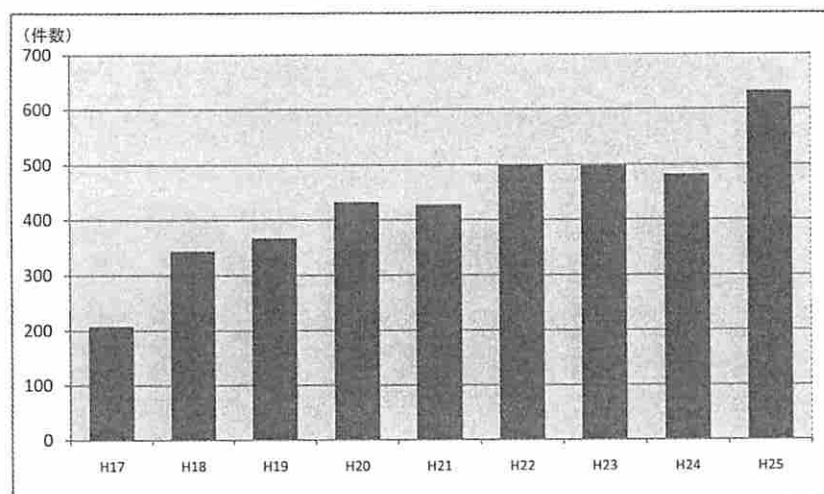
● 専門訴訟における専門委員の意義のイメージ



の段階から、事案を十分に把握し、充実した審理を行うことが可能となります。すなわち、専門委員は、事件の審理の充実等のために、手続全般において、必要となる専門的な知識経験に基づく説明等をしていただく、裁判所のアドバイザー的な役割が期待されているのです。

平成16年に専門委員制度が導入されてから、様々な分野の専門家が専門委員として訴訟手続に関与され、紛争解決のために御尽力いただいています。専門訴訟は更に専門化・複雑化することも予想されますし、新たに非訟事件にも関与していただくことになったことから、今後も、専門委員の活躍により、専門訴訟等が円滑に進められ、充実した質の高い審理が実現されることが期待されており、その役割は社会的にも大きく注目されています。

● 専門委員関与件数



第2章 専門委員の地位及び職務

第1 専門委員の地位

1 身分

(1) はじめに

専門委員は、非常勤の裁判所職員であり（民訴法92条の5第3項、非訟法33条5項）、特別職の国家公務員となります。

そのため、専門委員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならず（国家公務員法96条1項）、また、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない（同法99条）ことなど、一般的には、常勤の裁判所職員と同様に国家公務員法等の適用を受けることになります。

もっとも、専門委員は、その身分が非常勤とされていることから、その経済的活動、政治的活動において、以下のように、常勤の裁判所職員とはやや異なった取扱いを受けることがあります。

(2) 経済的活動

専門委員は、非常勤であることから、一般の国家公務員と異なり、私企業からの隔離に関する規定（国家公務員法103条）及び他の事業又は事務への関与の制限に関する規定（同法104条）の適用を受けないこととされています（人事院規則14-8第6項及び職員の兼業の許可に関する政令3条）。

(3) 政治的活動

一般に、常勤の裁判所職員は政治的行為について一定の制限を受けますが（国家公務員法102条）、専門委員には、その適用はないものとされています（裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則3号）。

しかし、国家公務員は、常勤、非常勤を問わず、地位利用による選挙運動が禁止されています（公職選挙法136条の2）ので、専門委員も、その地位を利用して選挙運動をすることは許されないことになります。

2 任命等

(1) 任命

専門委員は、専門的知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所によって任命されます（専門委員規則1条）。

専門委員に任命されることにより、非常勤の公務員となります。

なお、具体的な任命に当たっては、専門家の具体的な専攻分野や経歴等を把握することができるよう、裁判所から、専攻分野等について伺ったり、履歴書を提出していただいたりすることがあります。

(2) 欠格事由

裁判手続に参与していただく専門家としてふさわしい方を任命するため、次のいずれかに当たる者は、専門委員になる資格はないとされています（専門委員規則2条）。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

エ 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者

オ 医師として医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第2項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者

(3) 任期・所属の裁判所等

ア 任期

専門委員の任期は2年とされています（専門委員規則3条）。再任については、特段の制限はありません。

イ 所属の裁判所

専門委員が任命される場合には、任命と同時に、その所属する裁判所が指定されます（同規則4条）。通常は、専門委員の居住地等の最寄りの裁判所が指定されることになります。そして、基本的には、所属する裁判所が指定する事件に関与することになります。

なお、所属の裁判所の管内に支部があるときには、所属の裁判所が、専門委員が主として勤務する裁判所又は支部を指

定することになります（同規則7条1項ただし書。例えば、所属の裁判所が東京地方裁判所の場合、同裁判所管内には立川支部があるので、専門委員が主として勤務する裁判所として、東京地方裁判所本庁又は立川支部のいずれかが指定されることになります。）。この勤務裁判所の指定は、専門委員の居住地等や所属の裁判所の状況等を考慮して行うことになります。専門委員は、通常は、居住地等に近い勤務裁判所の事件を担当することが多いと思われますが、所属の裁判所内の事件であれば、勤務裁判所以外の事件であっても、これに関与できることには変わりはないので、勤務裁判所の事件でなくとも関与するよう求められる場合もあります。

ウ 併任・職務代行

専門委員は、基本的には、最寄りの裁判所等の1箇所が所属の裁判所となります。しかし、専門家が非常に少ない分野の事件が、複数の裁判所に係属し、それぞれ専門委員を必要としているような場合には、同一の専門家に複数の裁判所に所属していただく必要が生じることがあります（これを『併任』といい、例えば、一人の専門委員に、東京地方裁判所と大阪地方裁判所の2箇所の裁判所に所属していただくことがあります。）。このように専門委員の所属の裁判所が2箇所以上になった場合には、当該専門委員は、それぞれの裁判所から関与すべき事件の指定を受けることがあります。

また、専門委員は、所属の裁判所から関与すべき事件の指定を受け、職務を行うことが原則です。しかし、ある裁判所に専門委員を必要とする事件が係属したものの、その裁判所

においては、必要な分野の専門家を専門委員として任命していなかった場合等には、他の裁判所に所属する専門委員にその事件に関与していただくことがあります（これを『職務代行』といいます。）。この場合には、当該専門委員の関与を必要とする裁判所と所属の裁判所とに共通する上級裁判所（例えば、甲府地方裁判所の事件について、東京地方裁判所に所属する専門委員に関与していただくときは、東京高等裁判所がこの上級裁判所に該当します。）が、その必要性等を考慮し、所属の裁判所以外の裁判所における職務を行うことを認める発令を行うことになります（同規則5条）。なお、所属の裁判所以外の裁判所で、当該専門委員の関与を必要とする事件に係属したときに、前述の併任とこの職務代行のいずれの方法によるかは、当該裁判所において、その分野の事件が他にも係属する可能性がどれくらいあるかなどによって選択することになります。

併任又は職務代行のいずれにしても、実際に必要となったときには、発令前に、当該専門委員の関与を必要とする裁判所（上記の例でいえば、甲府地方裁判所）から連絡を取り、その専門委員の了解を得た上で、併任又は職務代行の発令をしています。場合によっては、遠方の裁判所の事件に関与していただくこともあり得ますが、電話会議システム又はテレビ会議システムを利用して関与していただくという方法もありますので（24ページ参照）、遠方の裁判所から併任又は職務代行の依頼があった際は、関与の方法について、依頼をした裁判所に確認してください。

3 解 任

専門委員が前記2(2)の任命の欠格事由に該当することになったときは、当然に解任されます（専門委員規則6条1項）。また、心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は職務上の義務違反その他専門委員として適さない行為があるときには、解任されることがあります（同規則6条2項）。さらに、専門委員から辞任の申出があり、最高裁判所がそれを承認したときには、専門委員の辞任が認められることになります。

4 その他

(1) 除斥、忌避及び回避について

専門委員には、除斥、忌避及び回避の制度が準用されます（民訴法92条の6、民訴規則34条の9、非訟法15条、非訟規則11条）。除斥とは、専門委員が、事件や事件の当事者との間で、法律が定める特殊な関係がある場合（例えば、専門委員が事件の当事者と親子であるような場合）に、職務執行から法律上当然に排除される制度です。忌避とは、専門委員に裁判の公正を妨げる事情がある場合に、当事者の申立てにより、裁判によって職務執行から排除される制度です。除斥や忌避の決定がされると、当該専門委員は、その事件に関与することができなくなります。また、専門委員自らが、除斥や忌避の原因があると考えられる場合には、裁判所の許可を得て、自ら事件に関与しないことができます（回避）。

(2) 専門委員と調停委員の違い

専門委員と同様に、非常勤の国家公務員として裁判所に所属する職員としては、調停委員がいます。調停委員の中にも、医師や建築士等の専門家が含まれています。専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場で、裁判官とは別に手続に関与するのに対し、調停委員は裁判官と共に調停委員会のメンバーとして手続に関与することになります。さらに、専門委員は、裁判長の求めにより、専門的な知見に基づき専門的な事項について説明等を行うことが役割となりますが、調停委員は、当事者間の話し合いによる紛争解決のあっせんを行うことがその中心的な役割となります（なお、専門委員と鑑定人との違いについては23ページを参照してください）。

第2 専門委員の職務における留意事項

1 一般的な留意事項

専門委員は、裁判所に不足しがちな専門的な知識経験を補うために、裁判所のアドバイザー的な立場から、裁判手続の様々な場面において、裁判長から求められた事項について説明等を行い、裁判手続に関与していただくものであり、その責務は重大です。そのため、専門委員の地位にある者が一定の欠格事由に該当するに至ったときは当然に解任されることや、職務上の義務に違反する行為のほか、職務に関しないことであっても専門委員に適しない行為があると認められるときにも解任される場合があることは前述のとおりです。

したがって、例えば、自動車を運転するに当たっても速度違反等の処罰対象となる行為を起こさないように心がけていただくこ

とは当然ですが、万一、そのような交通違反事件を含め、刑事事件に関して被疑者として捜査の対象となり、若しくは訴追を受け、又はその他の不祥事に関与してしまったときは、ためらうことなく、直ちにその旨を所属の裁判所に申し出て、その指示を受けてください。このような事態が発生した場合、速やかに、かつ、適切な対応をとることは、専門委員制度に対する国民の信頼を損なわないためにも重要と考えられます。

2 職務を行う上での留意事項

(1) 事件に関与する上での準備

当事者にとって、裁判は、自らの権利義務についての判断がされたり、法律関係が形成されたりする場であり、それに臨む姿勢も当然真剣なものとなりますから、裁判所はもちろん、専門委員の一举手一投足が注目されています。そのため、専門委員が事件の基本的な内容を十分に把握することなく、いきなり期日に臨んだような場合には、その専門委員は、当事者に不誠実な印象を与えるおそれがあり、以後、当事者からの信頼を失うことにもなりかねません。そこで、期日に臨むに当たっては、事前に関与する事件の内容を十分に把握するなど必要な準備をすることが望ましいと考えられます（訴訟手続への関与については、第4章参照）。

(2) 中立性・公平性の維持

裁判においては、第三者機関である裁判所が紛争の解決を図るという性質から、その中立性・公平性が確保されていることが重要となります。この点は、非常勤の裁判所職員である専門

委員の場合も同様であり、裁判手続に関与するときには中立・公平な立場に立つことが求められています。このことは、専門委員の説明等は、期日において口頭で行うか、期日外で書面により行うこととされ、書面によるときは、その写しを当事者等のいずれにも送付しなければならないとされていること（民訴規則34条の3第2項）からもうかがわれるところです。

したがって、専門委員としては、一方の当事者に偏った立場での説明等を行っていると思われる、専門委員の中立性・公平性に対する信用を失うような結果とならないよう、留意する必要があります。専門委員として行動するときには、必要以上に一方の当事者と親しげな会話をすること等がないように注意し、当事者双方の言い分をバランスよく聴くように心がけることが大切です。そのためには、専門委員は、自分が関与する事件について、先入観や予断を抱かないように注意する必要もあります。

なお、訴訟では、どのような点を中心に争うかなどについては、当事者が決めるという建前になっています（弁論主義。16ページ参照）。この点からも、裁判所のアドバイザー的な立場で事件に関与する専門委員においては、審理において争点として取り上げられていない部分について指摘したりすることについては、慎重な対応が必要です。専門委員は、この点で疑問があるときは、説明を行う前に、その方向性を裁判官に伝えるなどして、その指示に従ってください。

また、事件に関与する専門委員の中立性・公平性は重要であることから、裁判所は、当事者から専門委員の経歴等について

質問されたときは、当該専門委員の了承を得た上で、裁判所があらかじめ専門委員から伺っていた情報の一部を提供することもあります。

(3) 職務上知り得た秘密の保持

専門委員は、その職務上取り扱った事件について知り得た秘密を守らなければならないことは言うまでもありません（国家公務員法100条）。万一、専門委員が秘密を漏らすようなことがあれば、具体的事件における個々の当事者の裁判所に対する信頼を裏切るということに加えて、裁判全般に対する国民一般の不信を招くことにもなりかねません。したがって、例えば、裁判手続に関与して知り得た秘密を、知人に話すようなことは厳に慎むようにする必要があります。

また、専門委員が、事案の内容を把握し、又は期日等において説明等をするために、事件記録の写しを所持することもあると想定されますが、事件記録には、当事者のプライバシーにわたる事項等も数多く記載されていることから、これを紛失したり、他人の目に触れることのないよう、その管理には十分な注意を払う必要があります。

(4) 期日に臨む上での注意事項

当事者にとって、裁判は重大な問題であり、専門委員の一挙手一投足が注目されていることは前述のとおりです。そこで、専門委員には、期日に臨むに当たっては、余裕を持って裁判所に来ていただくことが望ましく、また、急用等により、やむを得ず時間どおりに裁判所に来られない場合（遅れる場合や欠席する場合）には、事前に裁判所に連絡し、相談するようにして

ください。

(5) その他

既に公務員としての身分を有している方であっても、在勤官署の兼業許可を受けた上で、専門委員になっていただくことができます。この場合、本来の職務における執務時間外に専門委員としての執務を行っていただくなど、本来の職務についての専念義務との関係で問題が生じないように留意してください。

3 執務に関する問合せ先

専門委員としての事件への関与は、事件が係属している裁判所が当該事件に関して具体的に専門委員を指定することにより始まります（29ページ参照）。この場合において、事前にすべき準備の内容や指定された期日の通知等の連絡は、当該裁判所（具体的には、その事件を担当している担当裁判官又は担当書記官）からされることになりますし、期日に来ていただくことができなくなったときの連絡も、当該裁判所との間で行っていただくこととなります。執務を行う上で御不明な点があるときにも、当該裁判所にお問い合わせください。

第3章 民事訴訟制度

第1 民事訴訟の一般原則

専門委員が関与する民事訴訟は、その対象が金銭の貸し借り等、私人間において自由に処分できる権利関係であり、また、その目的が客観的真實の探究にあるのではなく、私人間における紛争を、当該私人間において相対的に解決することにあることから、当事者の請求や言い分（主張）の内容は、当事者の自由な選択に委ねられています。

また、同様に、当事者がどのような点を中心に争うかなどについても、当事者が決めるという建前になっています（これを『弁論主義』といいます。）。その具体的な内容は、次のとおりです。

- ① まず、裁判所は、当事者が主張した事実のみを前提として判決をしなければなりません。このため、裁判所は、提出された証拠等から、当事者が主張していない事実が認められると考えたとしても、それに基づいた判断をすることはできません。
- ② 次に、裁判所は、当事者間に争いのない事実（自白した事実）については、それを当然の前提として判決をしなければなりません。したがって、例えば、当事者間に100万円の貸し借りがあったことに争いがなければ、裁判所が証拠等から貸し借りの事実がなかったとの心証を得たとしても、貸し借りがあることを前提に判決をしなければなりません。
- ③ さらに、裁判所は、原則として、当事者から申出のあった証拠のみを証拠調べの対象としなければなりません。このため、

裁判所が、独自に証拠を探してきて調べることはできません。

訴訟手続では、裁判所の行為にはこのような制約があることから、裁判所のアドバイザー的な立場で手続に関与する専門委員には、民事訴訟におけるこれらの原則を十分理解していただいた上で、裁判所から求められた事項について説明をしていただく必要があります。

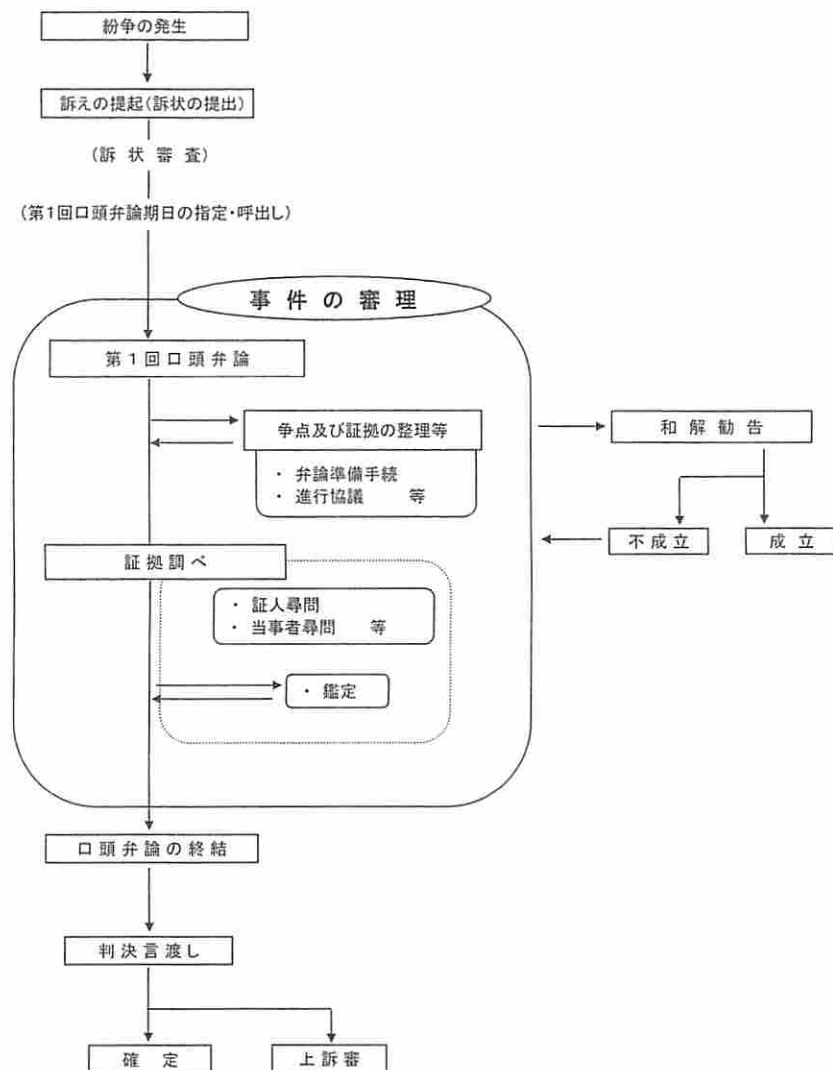
第2 民事訴訟手続の流れ

1 全体の流れ

民事訴訟は、紛争の一方当事者（原告）が、裁判所に対して、他方の相手方（被告）に対する何らかの請求を立てて訴えを提起することにより始まります。この点は、国家機関である検察官が、裁判所に対し、被告人に対する刑罰を求めて公訴を提起する刑事訴訟とは異なります。

民事訴訟では、訴えが提起されると、裁判所が当事者双方の言い分を聴き、提出された証拠と照らし合わせながら、その双方の言い分の中で真に争いがある重要な部分（争点）を把握します（一般に、この段階を『争点及び証拠の整理手続』といいます。）。そして、どちらの言い分が正しいのかについて、証人尋問、当事者尋問、鑑定等の手続を行った上で（一般に、この段階を『証拠調べ手続』といいます。）、判断を示す（判決）ことになります。判決の代わりに、裁判所の勧めにより、当事者の話し合いに基づく合意により紛争が解決されることもあります（これを『和解』といいます。）。）。。

具体的には以下のとおりです。



2 訴えの提起

訴えの提起は、通常は、解決を求める紛争の対象(請求の趣旨)及びその内容(請求の原因)を記載した『訴状』という書面を裁判所に提出することにより行います(民訴法133条1項)。訴状の記載が不明確であるなどの不備がなければ、裁判所は、当事者の言い分を公開の法廷で主張させるための日時(第1回口頭弁論期日)を指定し、訴えられた相手方(被告)に対して、期日が定められた旨及び当該期日に裁判所に出頭するように命ずる旨を記載した呼出状とともに、原告から提出された訴状等を送ります。

被告は、訴状等を受け取ると、一般的には、訴状に記載された内容を認めるかどうか、また、その内容に対する自分の言い分等を記載した『答弁書』という書面を裁判所に提出します。

3 事件の審理

(1) 第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日においては、当事者は、訴状、答弁書等に記載した自己の言い分を主張します(実際には、多くの事件では、「訴状を陳述します。」と述べる等の省略した方法で行われます。)。この段階で、被告が原告の言い分を全て認めるときには、裁判所は、原告の請求を認める判決を言い渡す等して審理を終了します。しかし、被告が原告の言い分を認めない場合には、裁判所としては、どちらの言い分が正しいかを調べるため審理を進める必要があります。

(2) 争点及び証拠の整理手続等

被告が原告の言い分を認めない場合、裁判所は、当事者双方

に自己の言い分を主張させ、争点を明らかにするとともに、当事者から提出される、自己の言い分の根拠となる証拠を整理します(争点及び証拠の整理手続)。この争点及び証拠の整理は、公開の法廷で行う口頭弁論期日でも行われますが、公開の法廷以外の場所で行う弁論準備手続で行われることが多いと思われます。また、非公開の手続として、進行協議という手続もあります。

ア 弁論準備手続

弁論準備手続は、法廷外の準備室等で、原則として当事者双方を出頭させて行います。その期日は、次のような流れで行われることが多いと思われます。

まず、前回の期日以降に新たに提出された準備書面(当事者の言い分を記した書面)や証拠について確認をした後、裁判所や一方当事者がその内容について質問をし、また、他方当事者がそれに対して反論をするなどして当事者の言い分を整理し、当事者間で争いがある部分を明らかにします。同時に、当事者が証拠として提出する文書(書証)を取り調べます。その後、次回期日までに当事者が準備すべき事項を確認するなどして、当該期日を終了します。

イ 進行協議

当事者間の言い分が多岐にわたり、証拠も大量にある場合には、それぞれの関係を整理する必要がありますし、また、多数の証人が予定されていたり、鑑定を行うことを予定している場合には、以後の進め方を協議し、手続の円滑な進行を図る必要があります。そこで、事件の進行について協議する

ことを目的として設けられたのが、進行協議です。この手続は、あくまでも協議等を行う手続であることから、アの弁論準備手続とは異なり、準備書面や書証等を提出することは想定されていません。

進行協議は、基本的には、当事者双方を出頭させて、準備室等において今後の方針等を協議します。また、鑑定を行うこととなった場合に、当事者に加え、鑑定人にも裁判所へ来ていただいて、鑑定人に意見を述べてもらう対象(鑑定事項)等を定めるための協議を行うこともあります。

さらに、この手続においては、機動的な協議の実施が図れるよう、裁判所外でも手続を行うことができます(民訴規則97条)。例えば、建築物の瑕疵が争いになっている訴訟において、裁判所や当事者が共通の理解を得るため、紛争の対象である建築物を実際に見に行く場合等は、裁判所外でこの手続を行うことがあります。

(3) 証拠調べ手続

証拠調べ手続とは、裁判所が、当事者の主張する事実関係等に食い違いがある場合に、どちらの言い分が正しいかを判断するための資料を得る手続をいいます。この証拠調べの対象となる証拠は、原則として当事者からの申出があったものに限られることは前述(16ページ参照)のとおりです。

証拠又は証拠を調べる手続としては、以下のものがあります。

ア 証人尋問・当事者尋問

証人とは、当事者以外の第三者であって、訴訟手続外において自ら経験した過去の事実を裁判所で供述するよう命じら

れた者のことであり、その証人に法廷で供述（証言）してもらう証拠調べの手続が証人尋問です。証人ではなく、当事者本人又は法定代理人若しくは法人の代表者に供述してもらう場合を当事者尋問といいます。

具体的には、裁判所が、当事者が申し出た証人等について、当事者の主張や尋問事項等に照らして尋問の必要があると認めたときには、当該人物を証人等として採用し、尋問の予定時間等を参考に、尋問の日時を定めます。

当該尋問期日においては、証人等が法廷において宣誓をした後、その証人等の証拠調べを申し出た当事者が尋問し（主尋問）、その後、相手方当事者の尋問（反対尋問）、申出をした当事者の再度の尋問（再主尋問）、最後に裁判所からの尋問（補充尋問）が行われるのが一般的です。なお、証人尋問等は、証人等が法廷に出頭して行われるのが通常ですが、例えば証人等が入院している場合に、裁判官等が病院に赴いて尋問を行ったり（所在尋問）、証人等が遠隔地に居住しているときなどに、テレビ会議システム（24ページ参照）を利用して行ったりすることもあります。

イ 鑑定

裁判所が、当事者の申出により、専門家から、特別の学識経験により知ることができた経験則等に基づく専門的意見を聴く手続を鑑定といい、この専門家のことを鑑定人といいます。

鑑定人と専門委員とは、いずれも専門的な知見を有する専門家で、裁判所が十分に有しない専門的な知見を補充してい

ただくという点で類似しています。もっとも、専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場から、審理の参考となる説明を行っていただくものであり、その説明内容は証拠にならない（ただし、34ページの【留意事項】参照）のに対して、鑑定人は、裁判所が判決をする上での基礎資料となる意見を述べていただくものであり、その意見は証拠となる点で異なります（なお、両者の主な差異については、下記の表参照）。

● 専門委員と鑑定人の主な差異

	専門委員	鑑定人
身 分	裁判所に所属する職員 （専門的な知見に基づく説明 をするために必要な知識経験を 有する者）	裁判所に所属する職員では ない。（鑑定に必要な学識経 験のある者）
関与の場面	争点及び証拠の整理等 証拠調べ 和解	主に証拠調べ
説明又は意見 の性質	専門的な事項に関する当事 者の言い分や証拠等につい て、裁判所のアドバイザー的 な立場から、分かりやすく説明 をする。 この説明は、アドバイザー的な 立場からのものであり、説明し た内容は、証拠とはならない。	裁判所から求められた鑑定事 項について、意見を述べる（鑑 定人の意見として、書面（鑑定 書）の提出を求められるのが 一般的である。）。 この意見は証拠となり、判決の 基礎となる。

具体的には、当事者から鑑定の申出がされると、裁判所は、その必要性を考慮した上で鑑定を行うかどうかの決定をし、鑑定を行う場合には、鑑定に必要な学識経験を有する方を鑑定人として選任し、鑑定事項（鑑定人に意見を求める事項）を決定します。この鑑定事項は、当事者の意見を聴いて決めますが、その際、鑑定人と協議することもあります（民訴規

則129条の2)。

ウ 検証

検証とは、裁判官が自己の五感によって、物体の形状や現象（検証物）を認識することにより、当該認識の結果を判決の基礎資料とするための証拠調べをいいます。例えば、建築物に瑕疵があるかどうか争われている事件において、裁判官が、その建築物を直接見に行き、その結果を証拠とする場合などがこれに当たります（前記(2)イの進行協議期日で建築物を見に行った場合には、裁判官の見分の結果は証拠にはなりませんが、検証結果は証拠になるという違いがあります。）。

エ 書証

当事者が証拠として提出した文書のことを書証といいます。また、録音テープ、ビデオテープ、図面、レントゲン写真などのように、文字等の符号によらずに、ある人の思想内容を示すものについても証拠として提出されることがあり、これらは準文書と呼ばれています。

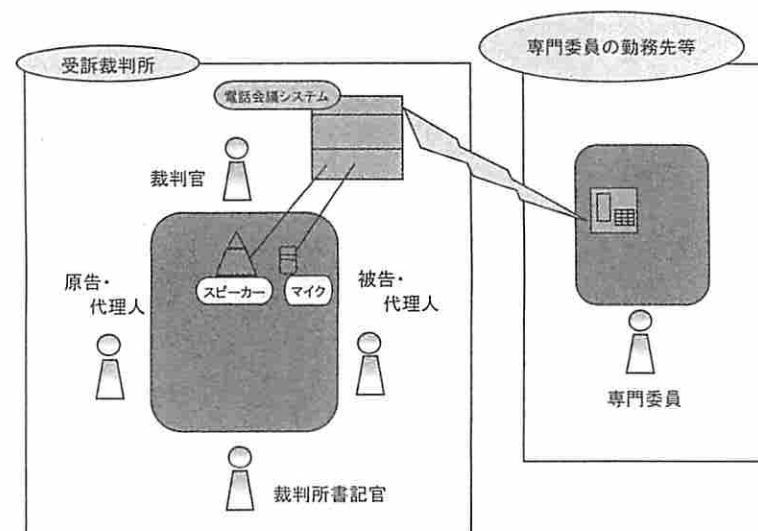
(4) 電話会議・テレビ会議システムの利用

弁論準備手続や進行協議の期日において、当事者や専門委員が遠隔地に居住しているときその他裁判所が相当と認めるときは、音声を認識しながら遠方の者と通話ができる電話会議システムを利用することができます（当事者については民訴法170条3項、民訴規則96条、専門委員については民訴法92条の3、民訴規則34条の2第2項）。

例えば、専門委員が、事件の指定を受けた裁判所から遠隔地に居住している場合や、多忙等のために当該裁判所まで赴けな

いことに相当な理由がある場合には、専門委員に、期日として指定された日時に勤務先等の所定の場所で待機していただき、当事者等が裁判所に出頭したところで、裁判所から専門委員に電話をかけます。電話がつながることにより、裁判所にいる裁判官及び当事者等は、専門委員の説明をスピーカーを通して聴くことになります。

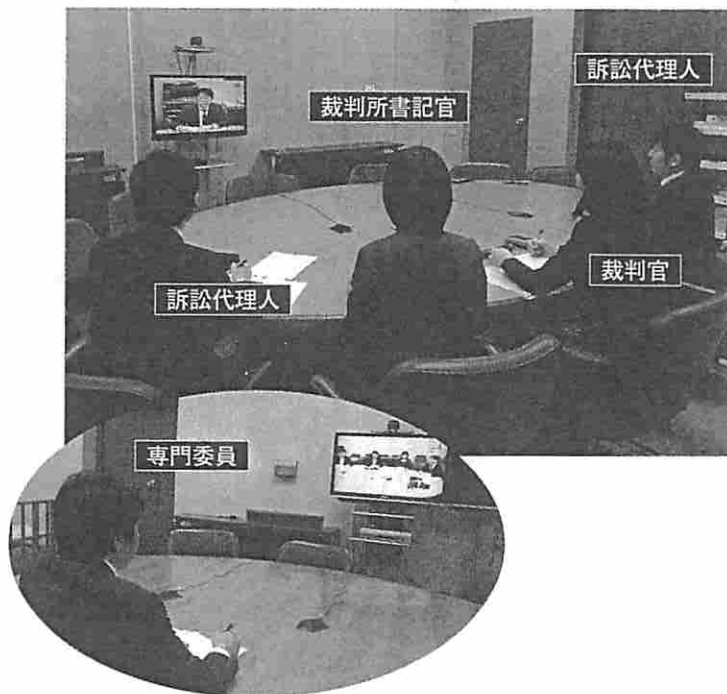
● 電話会議システムのイメージ図



また、図面の検討を行う場合など、性質上、音声のやり取りだけでは手続の目的を達し得ないような場合には、裁判所の指示により、専門委員の居住地等に近接した裁判所に来ていただいて、テレビ会議システムを利用して手続に参与していただくことも考えられます。証人や鑑定人が遠隔地にいる場合には、証人尋問や鑑定人質問（民訴法215条の2）をテレビ会議シス

テムを利用して行うこともあります。

● テレビ会議システムを利用した審理の様子（模擬）



4 事件の終局

裁判所に係属した民事訴訟は、当事者の互譲による『和解』や、裁判所が判断を示す『判決言渡し』のほか、原告が訴えの提起を撤回する『訴えの取下げ』（民訴法261条）、被告が原告の求めている請求を認める『請求の認諾』（同法266条）、原告が自分の求めている請求権を放棄する『請求の放棄』（同条）によって終了します。ここでは、そのうち、代表的な訴訟の終了原因である和

解と判決言渡しについて説明します。

(1) 和解

和解（訴訟上の和解）とは、当事者双方が互いに譲歩して、話し合いにより紛争を終了させることを合意することをいいます。裁判所は、争点及び証拠の整理手続又は証拠調べ手続の間も含めて、いつでも必要なときに、当事者に対し、和解による解決を勧めることができるとされており、実際、争点及び証拠の整理手続、証拠調べ手続等の途中や前後に、裁判所が和解を勧めることも多く見られるところです。その際には、裁判所がその時点での心証等に基づいて具体的な和解案を提示することもあります。

当事者間に和解が成立した場合には、その内容を記載した調書は確定判決と同一の効力が認められることになります。

(2) 判決言渡し

裁判所は、争点及び証拠の整理や証拠調べを経て、判決による判断をするために十分な心証が得られたときは、審理を終了し（これを『口頭弁論の終結』といいます。）、判決を言い渡す期日を定めます。裁判所は、この期日において判決の言渡しを行います（民訴法251条）。なお、口頭弁論の終結後は、事件の審理を行うことはありませんが、和解については行われることがあります。

第3 民事訴訟における裁判所の構成等

裁判の審理を担当する機関という意味での裁判所は、1名若しくは数名の裁判官によって構成されます。複数の裁判官によって構成

される場合を『合議体』といい、一般的には、裁判長と2名の裁判官（法廷で、裁判長から見て右側に座る裁判官を右陪席、左側に座る裁判官を左陪席といいます。）の3名によって構成されます。合議体で審理する場合は、裁判長によって指名された合議体のメンバーの中の1, 2名の裁判官（受命裁判官）によって争点の整理等の手続がされることがあります。

また、裁判所の職員には、事件を審理する裁判官の他に、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所速記官等がいます。裁判所書記官は、裁判官とともに期日に立ち会って調書を作成したり、期日の調整等の訴訟の進行管理をし、また、事件記録の保管をすること等を主な職務としています。裁判所が期日外で専門委員に連絡をする必要がある場合には、裁判所書記官が窓口となることも多いです。裁判所事務官は、当事者から提出される書面等の受付や送達事務の補助等の事務を行っています。裁判所速記官は、証人尋問等の期日に立ち会い、証言等を聴き取り、速記録を作成しています。

第4章 専門委員の訴訟手続への関与

第1 関与する手続の概要等

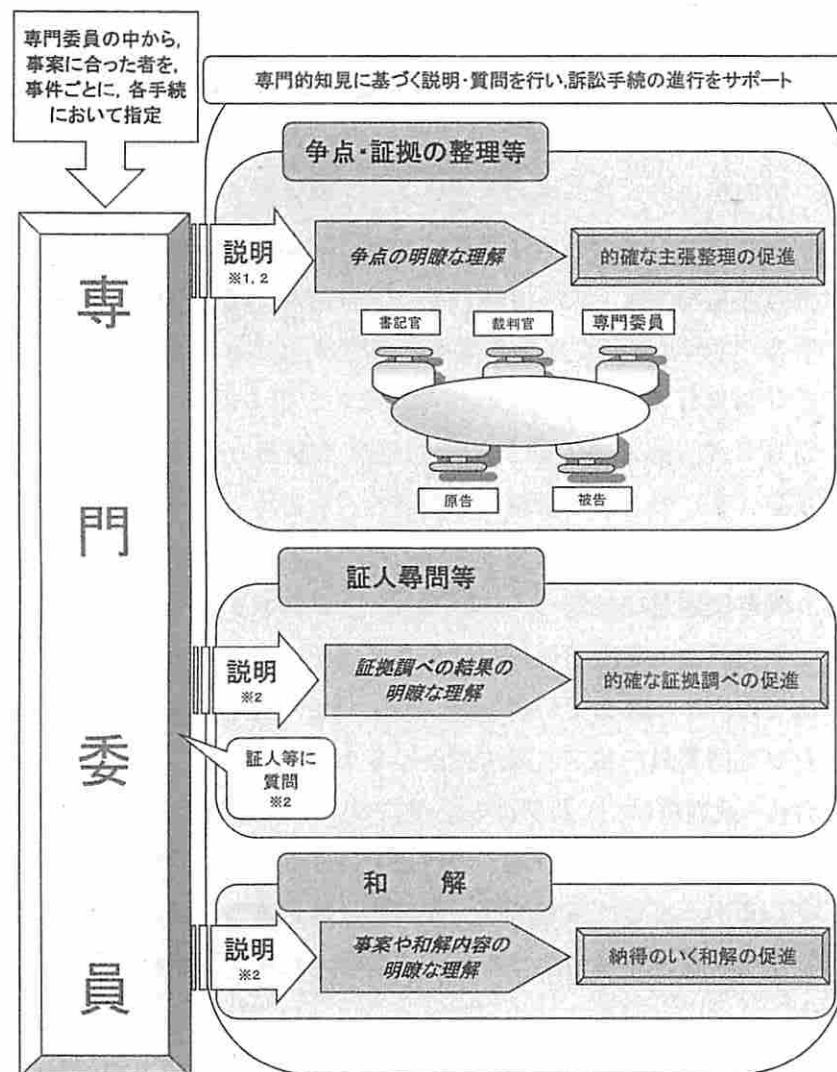
1 概要

専門委員は、裁判所の決定により、判決言渡しを除く、訴訟手続のほぼすべての場面に関与する可能性があります。専門委員が関与する場面は、大きく分けて、①争点及び証拠の整理手続等をする、口頭弁論及び弁論準備手続の期日（民訴法92条の2第1項）並びに進行協議期日（民訴規則34条の2第1項）、②証拠調べの期日（同法92条の2第2項）、③和解を試みる期日（同法92条の2第3項）の3つの場面です。

2 関与決定及び指定

裁判所は、専門委員の関与が必要であると認めたときには、前記1の①から③までの各手続ごとに関与の決定（民訴法92条の2）及び専門委員の指定（同法92条の5第2項）を行います。この場合に、裁判所は、①及び②の手続については当事者の意見を聴き、③の手続については当事者の同意を得た上で専門委員の関与を決定します。また、裁判所は、具体的に誰を専門委員として指定するかを決定するに当たっても、当事者の意見を聴く必要があります。

● 専門委員の訴訟手続への関与のイメージ



※1 専門委員の説明は、書面によって行われることもある。

※2 専門委員の説明・質問は、電話会議システム、テレビ会議システムを利用して行うこともできる。

第2 具体的な関与の流れ

ここでは、実際に専門委員に関与していただく場合の主な手続等の流れについて、具体的に紹介します。なお、事例をもとにした関与例をいくつか付録1に載せていますので、そちらも併せて参照してください。

1 専門分野の適合性や利害関係の確認等

ある具体的な事件について専門委員に関与していただくことが必要になった場合には、まず、裁判所から候補となる専門委員の方に対し、当該事件に関与していただけるかどうかを伺います。

その前提として、裁判所と当事者双方との間で、当該事件がどのような内容の事件で、専門委員に説明をしていただきたい事項はどのような事項かという方針を協議していますので、その内容を専門委員（候補者）にお伝えします。そして、当該事件で説明をしていただきたい事項が、専門委員（候補者）の専門分野に適合しているかどうかを確認させていただくとともに、当事者双方の氏名や法人名等を専門委員（候補者）にお伝えし、当事者双方との間に利害関係がないかを確認させていただきます。

2 関与する期日までの準備

(1) 専門委員の指定

専門委員（候補者）から事件関与についての内諾を得た後、裁判所は、当事者双方の意見を聴いて、当該事件に関与する専門委員を指定します（民訴法92条の5）。

(2) 事案の概要の把握等

専門委員には、関与していただく期日までに、当該事件の概要等をできるだけ正確に把握し、裁判所及び当事者が専門委員に求める事項を十分理解していただく必要があります。そのために、裁判所から専門委員に対し、説明を求めたい事項が記載された書面と、当該事件の概要を理解していただくために有用と思われる資料（例えば、当事者の主張をまとめた主張要約書面や、主要な書証など）を送付させていただくことがあります。また、専門委員に、裁判所で事件記録を閲覧していただく場合もあります。

(3) 書面の提出依頼

専門委員に争点及び証拠の整理手続に関与していただくに当たり、口頭ではなく書面によって説明していただくことが相当な場合には、裁判所の求めにより、書面を提出して説明していただくことがあります（民訴法92条の2第1項）。説明を記載した書面は、期日において提出する場合のほか、期日外に提出する場合もあると思われますが、期日外に提出していただいた場合には、裁判所書記官が、当事者双方に対し、その書面の写しを送付します（民訴規則34条の3第2項）。これにより、当事者が、専門委員の説明の内容を知ることができることになります。

3 期日の立会

(1) 争点及び証拠の整理手続等

ア 期日の流れ等

弁論準備手続期日や進行協議期日（いずれも20ページ参

照）においては、専門委員には、原則として裁判所に登庁し、指定された事件の期日に立ち会っていただきます（電話会議システム又はテレビ会議システムを利用できる場合があります。24ページ参照）。

期日では、裁判長が司会をして手続を進めますので、専門委員には、裁判長から説明を求められた事項について、順次説明をしていただきます。専門委員がする説明は、当事者が言い分を主張する上で重要な意味をもつこともあることから、専門委員には、当事者の面前で説明をしていただく必要があります。そして、当事者はこの専門委員の説明に対して意見を述べる機会が保障されています（民訴規則34条の5）。

なお、専門委員にさせていただく説明としては、専門用語や当事者の主張の意味内容等について、専門的経験則に基づく説明をしていただくことがあるほか、ある程度類型化された事実関係に専門的経験則を当てはめて客観的な推論結果を説明（例えば、「一般にAの場合にはBという結果は起こらない。」という説明など）していただくこともあります。さらに、事案によっては、具体的事実関係に専門的経験則を当てはめて、評価的な要素を加えた説明（例えば、「本件Aという瑕疵は、その形状等からBが原因であると判断できない。その原因としては、Cが考えられる。」という説明など）をしていただくこともありますが、こうした評価的な「説明」と「意見」との区別は微妙であり、どこまでが説明概念に含まれるかは難しい問題です（次頁の【留意事項】参照）。専門委員にどのような説明をしていただくかは、裁判所の判断

によって異なりますので、事前に裁判所との間でよく確認していただく必要があります。

イ 説明内容等の記録化

専門委員が期日に立ち会った場合には、期日調書に、立ち会った専門委員の氏名を記載することになっています。これに対し、専門委員が行った説明の内容そのものは、調書に記載しなければならない事項ではありませんが（民訴規則66条、67条、88条等）、裁判所が、専門委員の説明内容が訴訟関係を明瞭にするために重要であって、記録に残しておくべき内容であると判断することもあると思われます。その場合には、専門委員が口頭で行った説明内容を期日調書に記載したり、専門委員が提出した説明書面を期日調書の別紙として添付することもあります。

【留意事項】

争点及び証拠の整理手続においては、弁論主義（16ページ参照）の要請があることから、たとえ証拠等から認めることができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方の当否を指摘したりすることについては、慎重な対応が必要です。そのような問題がある場合には、事前に裁判官に申し出ていただき、その指示に従ってください。

また、専門委員は鑑定人と異なることから（23ページ参照）、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述

べることに同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従ってください。

なお、専門委員が行った説明内容は、証拠資料とはなりません。もっとも、当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄しているとして、証拠にすることができると理解されています。

(2) 証拠調べ手続

証拠調べ期日においても、原則として裁判所に登庁していただき、裁判長から求められた事項について、当事者の面前で説明をしていただきます。例えば、当事者の主張と証言等の趣旨との対応関係についての説明、証言等に現れた専門用語の意味内容についての説明などが考えられます。

また、証人尋問等においては、専門委員として、証人等の供述の意味を理解する上で確認する必要がある事項が出てくるとも考えられます。このような場合には、専門委員は、裁判長の許可を得て証人等に質問をしていただくことになります。裁判長は、専門委員から発問の許可を求められたときは、当事者の同意を得た上で、専門委員に発問を許可することになります（民訴法92条の2第2項後段）。

なお、証人には自己の記憶に基づく正確な供述をすることが求められていますが、専門委員の説明を聴き、その内容に影響されたかたちでの供述をしてしまうおそれがある場合等には、当事者の意見を聴いた上で、裁判長が、専門委員に説明していただくときに証人を一時的に退廷させるなどの措置を採ることがあります（民訴規則34条の4）。

【留意事項】

証拠調べは、弁論主義（16ページ参照）の要請により、当事者が争っていない事項については行われませんし、また、原則として、当事者が申し出ていないものも証拠調べの対象となりませんのでご注意ください。

また、証人尋問等においては、前述のとおり、裁判長の許可を得ずに専門委員から証人等に対して直接に質問をすることはできません。証人等に対して質問したい事項があるときには、尋問手続を遮らないように留意しつつ、裁判長に発言の許可を求め、裁判長の許可を得てから証人等に質問し、裁判長からの求めに応じて説明をするようにしてください。

さらに、専門委員が質問又は説明をするときには、証人や鑑定人が述べる内容について詰問したり、自己の見解を押しつけるようなことのないようにご注意ください。特に、証人、鑑定人等が専門家である場合には、専門委員と当該専門家とが、各自の自説を主張することにより、論争めいた状況となることもあり得ますが、専門委員の役割は、裁判官等への説明であることを意識して発問等をしてください。

(3) 和解を試みる手続

裁判所は、当事者の同意を得て、和解を試みる期日にも専門委員を関与させることができます（民訴法92条の2第3項）。例えば、和解の前提となる事実関係等を詰めるに当たって、専門委員の専門的知見を活用することが有用な場合、適切な和解条項を作成するために専門委員の専門的知見を活用することが有用な場合などが考えられます。

和解を試みる期日において、専門委員には、裁判所から求められた事項について説明をしていただくことになります。なお、専門委員については、和解の手続に関与する場合においても、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用することができます。

【留意事項】

専門委員には、裁判所による和解の勧告に伴い、裁判所から求められた事項について説明をしていただきます。もっとも、当事者と和解の内容について協議したり、当事者の意思決定を促す主体は、あくまでも裁判所ですので、説明の際に、自らが主導的に和解のあっせんを行うようなことにならないように留意してください。

第3 関与の決定の取消し

裁判所が専門委員の関与の決定をするのは、訴訟手続を進める上で専門委員の知見に基づく説明を受ける必要があると考えられる場合ですが、その後に判明した事情等に基づき、相当と認められるときは、専門委員の関与の決定が取り消されることがあります。また、当事者双方からの申立てがあるときには、裁判所は、これを必ず取り消さなければなりません（民訴法92条の4）。これらの関与の取消しにより、以後は、当該事件には、専門委員に関与していただくことができなくなります。

このような場合には、裁判所から専門委員に対し、関与の決定が取り消されたこと等の連絡がされることになります。

第5章 代表的な専門訴訟類型の特色・工夫点等

適正な紛争解決を図る上で、専門的な知識経験が必要となる分野の訴訟としては、様々な種類のものが考えられますが、その中でも代表的なものである建築関係訴訟、医事関係訴訟及び知的財産権関係訴訟について、それぞれの特色や審理の充実のために行われている様々な工夫について紹介します。

第1 建築関係訴訟

1 特色

建築関係訴訟とは、例えば、建築物の瑕疵が問題となる事件等のように、主張若しくは証拠の整理又は裁判をするときに建築の専門的な知識経験が必要となるような訴訟のことをいいます。

建築関係訴訟の特色としては、以下のような点が挙げられます。

- ① 建築技術上の専門的知見を要することが多い。
- ② 審判対象が膨大であることが多い（多数の不具合や欠陥が主張されたり、図面等、膨大な書証が提出される。）。
- ③ 契約内容が不明確であることが多い（契約書等の書類が存在していなかったり、存在していても、記載が簡略すぎたり、必要な取決めを欠いていて不備があることが少なくない。また、口頭で追加変更契約をすることが多い。）。
- ④ 当事者間の感情的対立が激しいことが多い。
- ⑤ 実際に建築物を見に行くことが紛争解決に有用な場合が多い。

2 工夫点

建築関係訴訟の審理を充実させ、訴訟手続を円滑に行うためには、専門家の助力が必要であり、各裁判所において、建築界との連携を深め、適切な専門委員、調停委員、鑑定人を確保するための努力をしています。

また、審理に当たっては、当事者及び裁判所が共通の認識を持ち、争点の把握が容易になるように、瑕疵についての当事者の主張や関連する書証番号を対比・一覧できるような瑕疵一覧表や、追加変更工事についての当事者の主張や関連する書証番号を対比・一覧できるような追加変更工事一覧表を作成するといった工夫をしている裁判所もあります。

なお、裁判所の方でも、例えば東京地方裁判所や大阪地方裁判所などいくつかの裁判所では、建築事件を専門的に扱う部を設置したり、司法研修所という研修機関で建築関係訴訟についての研修を行い、裁判官の基礎的素養の嵩上げとノウハウの蓄積を図るなどしています。

3 建築関係訴訟における専門委員

建築関係訴訟においては、建築技術上の基礎知識がなければ、当事者の主張が的確に理解できず、どのように争点整理を進めればよいか、どのような証拠の提出を促せばよいかが分からないことがあります。そのような際には、専門委員にさせていただく説明が大きな意味を持つことが多いと思われます。

また、建物の状況等が問題となる事案においては、現地調査が多く行われており、専門委員には、進行協議期日における現地見

分や検証手続といった形で、実際に建築物を見ていただいた上で、裁判長の求める事項について説明をしていただく場合も多くなると考えられます。また、当事者双方が同意している場合には、建築物に瑕疵があるか否かについて意見を述べていただくこともあります。

なお、建築関係訴訟において専門的知見を活用する方法としては、専門委員から説明等を聴取するほか、事件を調停に付した上、専門家を調停委員に選任し、調停委員会の構成員として調停に当たってもらうことも広く行われているところです（専門委員と調停委員の違いは、10ページのとおりです。）。

第2 医事関係訴訟

1 特色

医事関係訴訟とは、例えば、医師の治療中の行為に過失があったかどうか問題となり、当事者の言い分や証拠の整理又は裁判所の判断をするために医学上の専門的な知識経験が必要となるような訴訟のことをいいます。

医事関係訴訟の特色としては、以下のような点が挙げられます。

- ① 医療という極めて専門的な分野に関する紛争であり、その内容も複雑化したものが多く、素人には分かりにくい。
- ② カルテ等の重要な証拠が一方の当事者側である医療機関に偏在している。
- ③ 医療機関側は医学的知識が豊富であることが多い一方、患者側は、自己の訴訟活動に協力してくれる医師（協力医）を見つけないければ適切な主張立証活動が難しいなど、専門的知

見の面で必然的・構造的な差がある。

- ④ 当事者間の感情的な対立が激しいことが多い。

2 工夫点

医事関係訴訟においても、当事者の理解を得ながら専門家の協力を得ることは重要であり、必要に応じて、専門委員、専門家調停、鑑定を利用できるようにするため、各裁判所において、医療機関との連携を図り、適切な専門委員、調停委員、鑑定人を確保するための努力をしています。

また、審理においては、早期に争点を把握することができるように、通院開始時からの事実関係に関する当事者の主張や関連する書証番号を対比・一覧できるようにした診療経過一覧表、どのような薬を投与したかを示す投薬一覧表、争点ごとに当事者の主張をまとめて対比した争点整理表を作成するといった工夫をしている裁判所もあります。

なお、裁判所の方でも、建築関係訴訟と同様に、医事事件を集中的に取り扱う部を設置したり、医事関係訴訟についての研修を行い、裁判官の基礎的素養の嵩上げとノウハウの蓄積を図るなどしています。

3 医事関係訴訟における専門委員

医事関係訴訟においては、専門委員には、一般的な専門的知見について説明をしていただくだけでなく、当該事案に関連する類型化された事実を前提とした説明、カルテやレントゲン写真などの具体的な事実関係に基づいて文献等を当てはめた説明、画像の

読影をした上での説明、文献等に記載のない専門委員の臨床医学の経験等に照らした知見等に基づく説明などをしていただくこともあります（なお、専門委員の説明の範囲については33, 34ページを参照してください。）。また、速やかな鑑定人の選任や適切な鑑定事項の決定のために助言していただくことも期待されています。

第3 知的財産権関係訴訟

1 特色（特許権関係訴訟を中心に）

知的財産とは、発明やデザイン等、人間の知的創作活動により作り出されたものの総称であり、これを独占して使用することができる権利を知的財産権といいます。特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の権利がそれに当たるものです。これらの権利に関する訴訟を知的財産権関係訴訟といいます。ここでは、その中でも専門技術的事項が問題となる特許権関係訴訟を例に特色等を説明します。

特許権は、特許庁に対して特許出願された発明が、特許の要件を具備しているか否かの審査を経て、特許査定が行われた後に特許登録原簿に登録されることによって、はじめて権利として成立します。

特許権関係訴訟には次の二つの訴訟があります。

(1) 侵害訴訟

特許権を有するA社が、B社に対して、B社がその特許権に係る特許発明の技術を用いて製品を製造・販売したとして、特許権侵害を理由にその製品の製造・販売の差止めや損害賠償を

求めて訴訟を提起することがあります。この訴訟を一般に侵害訴訟といっています。

侵害訴訟では、①被告の製品が原告の特許権を侵害しているかどうか、②侵害している場合に損害はいくらか、といったこと等が主な争点となります。このうち専門技術的知見にかかわる争点は①ですから、専門委員は主に①の争点を審理する手続に関与することになります。

被告の製品が原告の特許権を侵害しているかどうかは、a) 原告の特許権の対象となる特許発明の技術的範囲はどのようなものか、b) 被告の製品に用いられている技術はどのような内容か、c) 被告の製品に用いられている技術が原告の特許権の対象となる特許発明の技術的範囲に含まれていると評価できるかを当事者の主張と証拠に基づいて審理することによって判断されます。

実際の訴訟では、当該特許権の対象となる特許発明の技術的範囲や被告の製品に用いられている技術の内容等がしばしば原告と被告との間で争われ、当該分野の技術上の知見を考慮しながら対象となる技術内容を確定することになります。このような問題の審理過程で、専門委員には当該分野における知見に基づいて専門的技術等について説明していただくことが期待されます。

この侵害訴訟も通常の民事訴訟手続で審理されますが、証人尋問はほとんどされていないので、専門委員には、主に弁論準備手続での争点の整理に関与していただくことになります。

なお、特許権侵害訴訟の第一審は、東京地方裁判所及び大阪

地方裁判所であると定められていますので、そのいずれかの裁判所において審理されます。

(2) 審決取消訴訟

ある発明について特許を与えるためには、当該発明が特許出願当時の技術水準に照らして容易に考えつくものでないこと（これを『進歩性』といいます。）等の特許要件を満たしていることが必要です。そこで、ある発明について、特許出願をしても、特許庁の審査官が特許要件を満たしていないとしてこれを拒絶すること（これを『拒絶査定』といいます。）があります。この拒絶査定に不服がある出願人は、特許庁に不服申立て（これを『拒絶査定不服審判』といいます。）をすることができますが、そこでも、やはり特許要件を満たしていないと判断されることがあります。また、一度与えられた特許についても、出願当時に特許要件を満たしていなかったなどの理由で第三者が特許庁に当該特許の無効を求める申立て（これを『無効審判』といいます。）をし、特許庁が当該特許を無効と判断することもあります。このような特許庁の判断を審決といいます。この審決に不服がある場合にその取消しを求める訴訟を提起することがあります。これを一般に審決取消訴訟といっています。

審決取消訴訟においては、例えば、当該発明の進歩性についての特許庁の判断の当否が問題となる場合には、①当該発明の要旨は何か、②特許出願当時の技術水準をどのようにとらえるか、③出願当時の技術水準に照らして当該発明は進歩性があったといえるかなどの点を審理することになります。

こういった審理過程の中で、例えば出願当時の技術水準を巡

る主張や証拠の理解に必要な説明をすること等が専門委員に期待されます。

審決取消訴訟では、和解で決着することは比較的少なく、また、侵害訴訟の場合と同様に、証人尋問もほとんどされていません。したがって、専門委員には、主に弁論準備手続での争点の整理に関与していただくことになります。

なお、審決取消訴訟の第一審は、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）であると定められています。

2 裁判所調査官

東京と大阪の裁判所には、知的財産権関係訴訟で取り扱う専門技術的な事柄に対応するため、裁判所調査官が配置されています。裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、訴訟の中で問題となる技術内容について調査してその結果を裁判官に報告するほか、争点及び証拠の整理手続や人証調べの期日等において当事者や証人等に対し問いを発したり、裁判官に対し事件につき意見を述べたりするものとされており、裁判所を専門技術的見地から補助しています。

第6章 非訟事件関係

第1 非訟事件の種類

裁判所の取り扱う事件のうち、訴訟以外の事件で、非訟法の規定に基づき、手続の進行について厳格な方式を採用しない事件を、広く非訟事件といいます。主なものとしては、次のような事件類型があります。

① 会社非訟事件

会社法の規定による非訟事件の手続であり、株式買取価格決定申立事件や株式会社の清算人選任申立事件等、様々な事件類型があります。

② 借地非訟事件

借地借家法の規定(同法41条)による非訟事件の手続をいい、借地条件変更申立事件や土地賃借権譲渡許可申立事件等があげられます。これら借地非訟事件は、原則として不動産鑑定士等の3名以上の鑑定委員で組織する鑑定委員会の意見を聴くこととされ、鑑定委員会は、例えば借地条件変更申立事件において、堅固な建物の築造を相当とするに至ったか、条件変更が認められる場合の財産上の給付の必要性及びその額等について意見を述べることができます。

③ 民事調停事件

裁判官又は民事調停官である調停主任1名と調停委員2名以上で構成する調停委員会による調停を原則として、当事者の話し合いをあっせんし、紛争の解決を目指す制度です。

なお、医事関係、建築関係などの専門的な問題を有する調停においては、専門家調停委員を指定したり、調停委員会に所属していない調停委員に対して、その調停委員が有する専門的な知識経験に基づく意見の聴取をしたりすることもあります。

④ 労働審判事件

個々の労働者と事業者との間の労働関係に関する紛争解決を目的として、裁判官である労働審判官と労働審判員2名で構成する労働審判委員会が調停による解決を試みつつ、審理の経過を踏まえて審判を行います。

第2 非訟事件の手続の一般原則等

1 処分権主義の制限

民事訴訟においては、訴訟開始のイニシアティブは当事者にあり、裁判所は、当事者が申し立てていない事項について判決はできないとされています(これを『処分権主義』といいます)。これに対し、非訟事件においては、処分権主義が貫かれているわけではなく、裁判所が職権で手続を開始したり、検察官や法務大臣の申立てが認められている事件もあります。また、裁判所が審理の対象とする範囲も必ずしも申立ての事項に厳密に拘束されるわけではないと考えられています。

2 職権探知主義

民事訴訟においては、裁判所は当事者の主張しない事実を認定することはできず、また、原則として、当事者から申出のあった証拠以外の証拠調べを行うことができません(16ページ参照)。

これに対し、非訟事件では、裁判所は当事者の主張に厳密に拘束されずに事実を認定することができ、当事者の提出した資料に限定されずに、裁判所自らが裁判所の判断のための資料を収集することができる（これを『職権探知主義』といいます。）。

このことから、非訟事件では、例えば、証拠調べは、当事者の申立てのほか職権で行うことができ、また、職権で事実の調査を行うことが認められています（非訟法49条1項）。事実の調査とは、証拠調べのような厳格な方式によらず、自由な手続によって、審理を進めていく上で必要な資料の収集等を行うことをいいます。

3 簡易迅速な手続

非訟事件の手続は、訴訟手続と異なり、実体法上の権利や義務の存否を最終的に判断するものではないことから、簡易な手続により事件の迅速処理を図ることができるようになっています。

4 非公開手続

民事訴訟の審理及び判決は公開の法廷で行わなければなりません。非訟事件においては、証拠調べも含め、手続の全てを公開の場所で行わないことになっています（非訟法30条）。

第3 非訟事件における専門委員制度

1 専門委員制度の導入の背景

前記第1で紹介した非訟事件の中にも、紛争を解決する上で高度な専門的知見を必要とする事件が多くあり、こうした事件の内

容を正確に把握し、的確かつ迅速に解決するためには、専門家による協力が不可欠です。そこで、非訟事件の手続においても、必要に応じて中立の立場にある専門家に手続に関与していただき、当事者の主張又は提出資料等について、裁判所が機動的に専門的な知見を得ることができるようにするため、専門委員制度が導入されました。

このように非訟事件における専門委員の制度趣旨は、民事訴訟における場合と基本的に異なりません。ただし、民事訴訟とは異なり、職権探知主義(48ページ参照)が採用されていることから、専門委員の意見も裁判所の判断のための資料となるという特徴があり、そのため、民事訴訟においては専門的知見に基づく『説明』をするとされているのに対し、非訟事件においては専門的知見に基づく『意見』を述べることができるとされている点で違いがあります（民事訴訟との主な相違点は50ページの表参照）。

2 専門委員制度の特徴

非訟事件の手続においても、円滑な審理を実現するため、裁判所が的確かつ迅速に事案の内容を把握して主張を整理し、又は事案に応じた適切な和解を試みるために、専門委員に関与していただくことになります。

非訟事件における専門委員も、裁判所のアドバイザーといった立場で手続に関与することは民事訴訟における場合と同様であり、関与に当たっての留意事項も民事訴訟におけるものが基本的に妥当すると考えていただいて結構です。ただし、前記1のとおり、民事訴訟における専門委員は、専門的知見に基づく説明をし、

説明した内容は証拠とはならないのに対し、非訟事件における専門委員は、専門的知見に基づく意見を述べることができ、意見の内容は裁判所の判断のための資料となり得る点で、審理に与える影響は、民事訴訟と比べてより大きなものとなる可能性があります。このことから、非訟事件においては、専門的知見に基づく意見を述べる際、裁判所から、どの点について、どの程度の意見を述べるかが求められているのかを正確に理解した上で意見を述べるのが特に重要と考えられます。

● 訴訟手続と非訟事件の手続における専門委員の相違

	訴訟手続における 専門委員	非訟事件の手続における 専門委員
聴取の対象	専門的な知見に基づく説明	専門的な知見に基づく意見
関与の内容	裁判所のアドバイザー的な立場で、機動的に手続に関与して、専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠等について、分かりやすく説明する。	裁判所のアドバイザー的な立場で、機動的に手続に関与して、事件の審理に必要な専門的な事項について、意見を述べるができる。
聴取した内容の性質	説明した内容は、証拠資料とはならない。	意見の内容は、裁判所の判断のための資料となり得る。
関与の場面	争点整理及び証拠の整理等 証拠調べ 和解	非訟事件の手続一般（的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるため）
関与の手続	当事者の意見を聴いて、裁判所が決定 ただし、和解を試みる期日における関与は、当事者の同意が必要	当事者の意見を聴いて、裁判所が決定
証人等尋問における専門委員の質問	当事者の同意及び裁判長の許可が必要	裁判長の許可が必要
関与の取消し	裁判所は、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。 ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。	裁判所は、当事者の意見を聴いて、専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。

第4 具体的な非訟事件（株式価格決定申立事件）

適正な紛争解決を図る上で、専門的な知識経験が必要となる分野の非訟事件としては、様々な種類のものが考えられますが、その中でも高度に専門的な判断が求められ、専門家による専門的知見に基づく意見が求められる事件として、会社非訟事件（株式価格決定申立事件）が挙げられます。

1 特色

株式価格決定申立事件には、大きく分けて①合併等に反対した株主等が会社に対して株式買取請求をした場合等においてその買取価格について協議が整わないときに、株主等が、その買取価格の決定を求める事件（株式買取価格決定申立事件）と、②譲渡制限株式会社が株式譲渡を承認せず、自ら買い取り、又は他の買取人を指定した場合等において、当該株式会社等が、その売買取価格の決定を求める事件（株式売買取価格決定申立事件）、③全部取得条項付種類株式の取得に反対するなどした株主等が、その取得価格の決定を求める事件（株式取得価格決定申立事件）があります。株式価値の算定は、対象会社の資産内容、財務、収益状況等、多種多様な事情を総合考慮した上で行われ、高度に専門的な判断が求められます。

2 工夫点

株式価値の算定に必要な専門的知見を得る方法としては、これまでも鑑定がありましたが、鑑定には、相当高額な費用が必要となるのが通例であったため、当事者が十分な資力を有しているとは限らず、また、鑑定費用が株価総額に照らして経済的に見合わ

ない場合も少なくないことから、当事者が鑑定費用の予納や最終的な分担に難色を示すことがありました。また、価値評価のアプローチ自体が複数存在し、考慮要素も多岐にわたることから、鑑定の実施に当たって困難が生じる等の問題も指摘されていました。専門委員の関与が可能となったことで、審理の早い段階から、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等の専門委員に関与していただき、鑑定の要否の見極め、また、鑑定を要とした場合の鑑定事項の設定や鑑定に向けた争点・証拠の整理等について専門的知見を提供していただくことが考えられます。

付録1 専門委員関与例

■ 専門委員関与例

ここでは、実際に専門委員に関与していただく場合の手続等の流れについて、代表的な専門訴訟類型である建築関係訴訟、医事関係訴訟及び知的財産権関係訴訟を例に、具体的に紹介します。

なお、ここで紹介するのは、あくまでも1つの例にすぎず、実際の関与の仕方は、事案の内容・性質や、当事者の意向等に応じて様々ですので、実際に関与することになった場合には、関与を求められた裁判所の指示に従ってください。

1 建築関係訴訟の例

(事案の概要)

原告が、注文して建てた鉄骨造4階建住宅が不同沈下により東に傾斜したとして、工事を施工した建築業者に対し、瑕疵担保責任又は不法行為に基づき、建替え費用相当の損害賠償を求めた。

1 専門委員の関与の提案

裁判所は、当事者の主張を整理し、争点を明確にするためには、建物の不同沈下が一般的にはどのような原因で生じるのか、その補修方法としては建替え以外にどのようなものがあるかについて、専門的知見に基づく説明を聴くことが有用であると考えた。そこで、第3回弁論準備手続期日において、当事者双方に対し、建築の専門家に専門委員として審理に関与してもらい、これらの点について

・専門委員に手続に関与していただくときは、当事者の意見を聴く必要があります(29ページ参照)。

説明を受けたらどうかと提案した。当事者双方からは、特に異議は出されなかった。	
2 専門委員の指定	
第3回弁論準備手続期日の終了後、裁判所は、専門分野や勤務可能日時などを考慮した上で、A専門委員に手続関与を打診することを決めた。	・1つの事件につき、複数の専門委員を指定することも可能です(民訴法92条の5第1項)。
裁判所は、A専門委員に電話をかけ、専門委員として事件に関与していただきたい旨の依頼をした。その際、裁判所は、事案の概要、当事者名、どのような事項について説明を求めるのかなど関与の方針を説明した上、事案がA専門委員の専門分野と適合しているか、当事者双方との利害関係がないかを確認した。また、場合によっては、複数回、期日に関与していただく可能性があることを伝えた。そして、A専門委員から受任について快諾を得た。	
裁判所は、当事者双方に対し、A専門委員の氏名と所属を連絡して意見を聴取したが、当事者双方から特段の異議は出なかった。そこで、裁判所は、A専門委員を本件に関与させる旨の決定をした。	・専門委員を指定するに当たっては、当事者の意見を聴く必要があります(民訴法92条の5第2項)。 ・事件に関与する専門委員の中立性・公平性を担保するため、当事者から専門委員の経歴等について質問されたときは、裁判所は、当該専門委員の了承を得た上で、裁判所があらかじめ専門委員から

	伺っていた情報の一部を提供をすることもあります。
3 期日までの事前準備	
裁判所は、A専門委員に送付する資料の範囲及び説明を求める事項について、当事者双方と協議した。その結果を踏まえ、A専門委員に対し、事案概要書、主要な書証のコピー及び専門委員に説明を求める事項等を記載した文書を送付した。また、A専門委員に立ち会ってもらう次回期日の日時を伝え、裁判所から進行について簡単な説明を行うので、期日の時間より早めに来庁していただきたい旨お願いした。 A専門委員は、これらを精査し、本件についての理解を深めた。	・専門委員には、できるだけ事案の内容を正確に把握し、裁判所及び当事者が専門委員に求める事項を十分理解してもらう必要があります。このため、当事者及び裁判所において、瑕疵一覧表、時系列表や事案概要書等を作成して専門委員に送付するなどの工夫をすることもあります。
4 専門委員の期日への関与	
(1) 第4回弁論準備手続期日	
A専門委員は、第4回弁論準備手続期日当日、期日の時間より早めに裁判所を訪れた。A専門委員は、本件が初めての事件関与であったため、裁判官は、「専門委員の手引」を示しながら、民事訴訟制度や専門委員制度について簡単な説明をした。また、本件事案の経過、今後の進行予定等を説明した。	・期日において専門委員から適切な説明を受けるために、期日開始前に、裁判所から専門委員に対し、専門委員としての役割、心構え、事案の経過や専門委員に関与していただくことになった経緯、当該期日の進行予定などをお伝えすることがあります。もっとも、中立・公平性の確保のため、事件に関する専門委員の説明は書面又

第4回弁論準備手続期日は、まず裁判官が大まかな争点を確認した上で、裁判官が司会をしながら、A専門委員が、「専門委員に説明を求める事項」の項目に従って、順次説明を行うという形で進行的。時折、裁判官や当事者から質問があり、A専門委員は、適宜、これに回答をした。 A専門委員からは、一般的にどのような場合に地盤沈下が起きるのかについて説明がされ、また、原告建物のようなベタ基礎の場合、均等に沈下すれば建物が傾くことはなく、不均等な沈下は、不均等な地盤性状によって生じるなどの説明がされた。 そして、不同沈下の状況を把握し、補修の方法を検討するためには、原告建物の状態を確認する必要があること、また、地盤性状について検討するためには、周辺建物が傾斜しているかなど原告建物の周囲の状況を確認することも有益であることなどが説明された。 裁判所は、原告建物の状況等を見分するために、次回期日に現地見分を行うことを決めた。	は期日で行っていただき、打合せ等の場で裁判所だけが口頭での説明を受けることはありません。 ・争点及び証拠の整理手続においては、弁論主義の要請があることから、たとえ証拠等から認めることができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方の当否を指摘したりすることについては慎重な対応が必要です。そのような問題がある場合には、事前に裁判官に申し出ていただき、その指示に従ってください。 ・裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければなりません（民訴規則34条の5）。
---	--

(2) 進行協議期日 裁判所、A専門委員、当事者双方が現場に赴き、見分を行った。現場においては、原告建物の傾斜について測定されたほか、同建物及び原告建物の南側の建物が、いずれも東側に傾斜している一方、原告建物の東隣の建物は西側に傾斜していることなどが確認され、A専門委員から、原告建物の東側が不均等な地盤性状になっている可能性があること等が説明された。 裁判所は、A専門委員に、上記見分の結果をまとめた「説明書」を作成してもらうこととした。 裁判所は、その際、A専門委員に対し、不同沈下を起こした建物の一般的な補修方法についても簡単に記載していただくように依頼した。 (3) 第5回弁論準備手続期日 A専門委員は、見分の結果について、「説明書」を提出した上、記載内容について説明をした。 裁判所は、当事者双方の同意を得た上	・裁判所は、進行協議期日において専門委員に口頭で説明を求めることができます（民訴規則34条の2）。また、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外においても進行協議期日における手続をすることができます（民訴規則97条）。 ・書面によって専門委員に説明していただくことが相当な場合には、裁判所の求めにより、書面を提出して説明していただくことがあります（民訴法92条の2）。 ・専門委員が期日外において説明を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その写しを送付しなければなりません（民訴規則34条の3第2項）。 ・専門委員が口頭で行った説明の
--	---

で、これを調書に添付することとした。 A 専門委員の関与は、本期日で終了となった。 5 専門委員関与後の経過 A 専門委員の説明内容を踏まえて、原告建物付近の地形について被告が古い公図等を調査したところ、裁判所及び当事者双方間において、不同沈下の原因は、かつて原告建物の東側に悪水路があり、当該部分が不均等な地盤性状になっていることによるとの認識が共有されるに至り、期日を重ねた結果、裁判所の提示した和解案で和解が成立した。	内容や、専門委員が提出した説明書については、専門委員の説明内容を期日調書に記載したり、説明書を調書の別紙として添付することがあります(34ページ参照)。
---	---

2 医事関係訴訟の例

(事案の概要) 原告は、医療機関に対し、遅くとも〇〇時までに帝王切開を決定すべきであったにもかかわらず、これを怠った過失があったために、新生児が低酸素脳症となって死亡したと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた。 1 専門委員の指定の打診 当事者双方の主張と書証が一通りそろった段階で、分娩監視装置によって記録された胎児心拍数及び陣痛曲線の読み方について説明を求めるために、専門委員に関与を依頼することが考えられた。 そこで、甲裁判所は、第3回弁論準備手続期日において、当事者双方に対し、産婦人科の専門家(医師)に専門委員として審理に関与してもらい、説明を受けてはどうかと提案した。当事者双方からは、特に異議は出されなかった。 その際、原告から、原告の担当医師だったBは〇〇大学出身であるため、同大学出身者又は関係者の専門委員は避けてほしい旨の申出があった。 2 専門委員の指定 (1) 職務代行による関与依頼 甲裁判所は、自庁が選任している専門	・専門委員に手続に関与していたくときは、当事者の意見を聴く必要があります(29ページ参照)。 ・円滑な進行のためには、専門委員を選任する前に、あらかじめ当事者から利害関係や専門分野に関する要望等を事実上聴取しておく運用が考えられます。 ・事件に係属した裁判所におい
---	---

委員の中から、本件に適していると思われる医師を探したが、自庁には産婦人科の医師が任命されていなかったため、近隣の乙裁判所所属の専門委員の中から、適任と思われるC専門委員に関与を打診することを決めた。

そこで、当事者双方に対し、C医師に専門委員として関与してもらうことを打診し、利害関係の有無を確認してもらったところ、双方から特に異議は出されなかった。

乙裁判所の職員は、甲裁判所の裁判官からの依頼を受け、C専門委員に連絡を取り、甲裁判所の事件について専門委員として関与していただけないかを打診した。そして、C専門委員から関与に前向きな回答を得た。

甲裁判所は、乙裁判所からの連絡を受けて、C専門委員に電話をかけ、甲裁判所の事件について専門委員として関与していただきたい旨の依頼をした。その際、甲裁判所は、事案の概要と、どのような事項について説明を求めるのかなど関与の方針を説明した。その上で、当事者名を伝え、専門分野が適合しているか、当事者双方との利害関係がないかを確認したところ、C専門委員から、専門分野は適合しており、当事者との利害関係もないが、自宅から甲裁判所まで相当距離が

て、必要な分野の専門家を専門委員として任命していなかった場合に、他の裁判所に所属する専門委員にその事件に関与していただくことがあります（職務代行、8ページ参照）。

・職務代行による関与を依頼する場合は、事前に必ずその専門委員の了解を得た上で、職務代行の発令をします。

あり、多忙のため甲裁判所へ出頭することは難しいとの回答を得た。

そこで、甲裁判所は、専門委員に説明をしていただく期日は、テレビ会議システムを利用して行うこともできるため、当事者とも相談の上、甲裁判所に出頭する必要のない方法を検討すること、関与していただくのは1期日のみの予定であることを伝えた。

そして、C専門委員から、甲裁判所に出頭しなくてもよいのであれば関与は可能である旨の内諾を得た。

(2) テレビ会議システムによる関与の検討

甲裁判所は、当事者双方に対し、C専門委員が遠方に住んでいることから、関与してもらう期日は、テレビ会議システムを利用して行いたい旨説明した。当事者双方からは、特段の異議は出されなかった。

(3) 専門委員の関与決定

甲裁判所の担当書記官は、C専門委員を自庁の事件に関与させる手続をとり（職務代行）、甲裁判所は、C専門委員を本件に関与させる旨の指定をした。また、C専門委員には最寄りの乙裁判所に出頭してもらうこととした。

・裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員をテレビ会議システム又は電話会議システムにより関与させることができます（民訴法92条の3、24ページ参照）。

3 専門委員に説明を求める事項等の確定 甲裁判所は、専門委員に送付する資料及び説明を求める事項について、当事者双方と協議した。その結果、主張要約書、診療経過一覧表及び診療録等を送付することとし、専門委員に説明を求める事項等を記載した文書とともにC専門委員に送付した。 甲裁判所は、C専門委員に電話をかけ、説明を求める事項等が手元に届いたかを確認し、本件に関し、専門委員に期待する役割、説明を求める事項の趣旨等を説明した。また、専門委員制度は、専門的な知見について説明をしてもらう制度であること、期日においては、原則として、説明を求める事項についての説明のみを行ってもらう旨を確認した。	・専門委員に示す資料については、当事者の主張をまとめた主張要約書、診療経過一覧表、陳述書、医学文献等が考えられます。事案に応じて、当事者及び裁判所が資料を選別して専門委員に送付しています。 ・テレビ会議システムを利用して関与していただく場合には、期日の前に裁判所に来ていただいて打合せ等を行うことができない場合が多いと考えられますので、当日の進行等については、裁判所と事前に打ち合わせておくことが考えられます。
4 専門委員の事前準備 C専門委員は、甲裁判所から送付された説明を求める事項及び参考資料を精査し、質問事項に沿って説明内容を検討した。	
5 専門委員による期日での説明 第4回弁論準備手続期日は、テレビ会議システムにより乙裁判所と通信しながら行った。	・期日当日は、指定された裁判所に出向いていただき、その裁判所職員の指示に従ってください。 ・テレビ会議システムを利用する

まず、甲裁判所から、「説明を求める事項」に沿って質問し、それに対して、C専門委員が説明をした。その後、当事者、裁判所及び専門委員がそれぞれ質問と説明を適宜繰り返し、争点の整理を行った。 甲裁判所 「本件の〇月〇日〇時〇分〇秒から〇時〇分までの間に、遅発一過性徐脈や遅延一過性徐脈と評価できる時点はありますか。あるとすればどの時点ですか。」 C専門委員 「遅発一過性徐脈は、子宮収縮に伴って、胎児の心拍数が緩やかに減少し、子宮収縮が収まるに伴い元に戻る心拍数の低下で、子宮収縮の最強点に遅れてその一過性徐脈の最下点を示すものをいいます。その心拍数減少は、直前の心拍数により算出され、ほとんどの症例で、一過性徐脈の下降開始・最下点・回復が、おのおの子宮の収縮の開始・最強点・終了より遅れて出現します。本件のCTGでは・・・(以下省略)」 これらの意見交換の結果、原告は、次回期日までに改めて主張を整理することになった。	ことで、互いの顔を見ながら質疑応答することが可能であるほか、画面に書証等を映しながら説明を行うことも可能です。 ・専門委員から説明を受ける場合、あらかじめ定めた質問事項に沿って裁判所から質問し、その後、当事者が補充的に質問することが多いと考えられます。 ・当事者は、専門委員がした説明について意見を述べる機会が保障されています(民訴規則34条の5)。
---	---

C 専門委員の関与は本期日で終了となった。	
6 専門委員関与後の経過 C 専門委員の説明に基づいて、過失に関する原告の主張が整理されるなどして争点整理が行われ、証人尋問を経て、判決が言い渡された。	

3 知的財産権関係訴訟の例

(事案の概要)

医薬に関する特許権を有する原告が、被告が製造販売している製品が原告の有する上記特許権を侵害しているとして、被告に対し、被告製品の製造販売の差止め及び廃棄並びに損害賠償金の支払を求めた。

1 専門委員の関与の提案

裁判所は、特許権の侵害の有無に関する当事者双方の主張立証が概ねそろった第3回弁論準備手続期日において、「本件については、専門委員の関与を得た上、当事者双方から〇〇の点についての技術説明を受けたい。」旨の提案をし、当事者双方の意見を聴いたところ、当事者双方からは、特に異議は出されなかった。

・専門委員に手続に関与していただくときは、当事者の意見を聴く必要があります(29ページ参照)。
・ここでは、専門委員に「技術説明会」(当事者双方が、弁論準備手続期日において、プレゼンテーションの形式で技術説明を行うことをいいます。)の期日(後記4参照)に出席していただく方法を例として挙げています。

2 専門委員の指定

裁判所は、第3回弁論準備手続期日の終了後、事件の内容、性質、必要となる専門的知見の分野等を考慮するとともに、当事者の意見も踏まえて、専門委員候補者の人選を進めた。また、本件では、専門家の様々な説明を聴いた上でより多角的な視点から検討するため、大学教授、研究者及び弁理士の3名の候補者

・1つの事件につき複数の専門委員を指定することもあります(民訴法92条の5第1項)。

を選定した。なお、この際、技術的な事項について専門性を有する裁判所調査官の意見も参考にした。 裁判所は、上記各候補者に対し、期日の調整を含め、事案の概略を説明し、当事者との利害関係の有無を確かめた上で、本件への関与の可否を打診したところ、上記各候補者から専門委員として事件に関与することについて内諾を得た。 そこで、裁判所は、当事者双方に対し、上記各候補者との利害関係の有無等を確認するなどし、上記各候補者を専門委員に指定することについての意見を聞いたところ、当事者双方から異議が出なかったため、上記各候補者を本件に関与する専門委員に指定した。	・東京と大阪の裁判所には、知的財産権関係訴訟で取り扱う専門技術的な事柄に対応するため、裁判所調査官が配置されています（45ページ参照）。 ・専門委員を指定するに当たっては、当事者の意見を聴く必要があります（民訴法92条の5第2項）。
3 期日までの事前準備 裁判所は、各専門委員に対し、技術説明会の期日（第4回弁論準備手続期日）を連絡し、期日当日は打合せのため早めに来庁していただきたい旨お願いした。また、各専門委員に、裁判所が作成した「事案概要メモ」と当事者の意見を聴いて選別した準備書面や証拠の写しを送付した。	・専門委員には、できるだけ事案の内容を正確に把握していただく必要があります。この点に関し、記録の検討を効率的に行えるようにするため、裁判所が、事案の概要、争点、当事者の主張の概要、検討すべき事項、特許成立の経緯、検討すべき証拠等のうち、当該事案の基本情報として必要な範囲のものを記載した「事案概要メモ」を作成し、専門委員に送付するなどの工夫をすることもあります。

4 専門委員の期日への関与 技術説明会の期日（第4回弁論準備手続期日）当日、裁判所と専門委員は、事前の打合せを行い、技術説明会の進行について確認した。 技術説明会では、まず、当事者双方が、順次、問題となっている発明や技術についてプレゼンテーションを行い、その中で被告製品が原告の特許発明の技術的範囲に属するかについてそれぞれの主張の要点を述べた。その後、専門委員が、専門的知見に基づき、その発明や技術の位置付け等について説明を行ったり、裁判官及び裁判所調査官が、補足的な質問を行ったりした。 5 専門委員関与後の経過 裁判所は、技術説明会の期日の後、被告製品は特許発明の技術的範囲に属し、	・期日において専門委員から適切な説明を得て、審理を円滑に進行させるため、期日開始前に、裁判所と専門委員が、審理の進行予定や専門委員としての説明に当たっての留意事項等を打ち合わせる必要があります。 ・民事訴訟手続においては、弁論主義の要請があることから、たとえ証拠等から認めることができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方の当否を指摘したりすることについては慎重な対応が必要です。そのような問題がある場合には、事前に裁判官に申し出ていただき、その指示に従ってください。 ・裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければなりません（民訴規則34条の5）。
---	--

その製造販売は原告の特許権を侵害するとの心証を得た。 裁判所が第5回弁論準備手続期日において上記侵害の心証を開示したところ、被告は、早期解決のために裁判所の判断を受け入れることとした。その後、期日間に当事者間で和解の調整が行われ、その結果、第6回弁論準備手続期日において、和解が成立した。	
--	--

付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

★対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

民 事 訴 訟 手 続	非 訟 事 件 手 続
民事訴訟法	非訟事件手続法
（専門委員の関与） 第92条の2 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。 2 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭するために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができる。 3 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。	（専門委員） 第33条 裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならない。 3 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち会わせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問いを発することを許すことができる。 （33条1項）
（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与） 第92条の3 裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。	（専門委員） 第33条 4 裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問いを発することを許すことができる。

（専門委員の関与の決定の取消し） 第92条の4 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。	（専門委員） 第33条 2 裁判所は、当事者の意見を聴いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。
（専門委員の指定及び任免等） 第92条の5 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。 2 第九十二条の二の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。 3 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。（非訟法33条5項関連）	（専門委員） 第33条 5 民事訴訟法第九十二条の五の規定は、第一項の規定により非訟事件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等について準用する。この場合において、同条第二項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手続法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。
（専門委員の除斥及び忌避） 第92条の6 第二十三条から第二十五条まで（同条第二項を除く。）の規定は、専門委員について準用する。 2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件の手続に関与することができない。	（専門委員の除斥及び忌避） 第15条 非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条、第十三条第八項及び第九項並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは、「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。
（受命裁判官等の権限） 第92条の7 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受託裁判所がする。	（専門委員） 第33条 6 受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行う場合には、同項から第四項までの規定及び前項において準用する民事訴訟法第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、証拠調べの期日における手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がする。

民事訴訟規則	非訟事件手続規則
（進行協議期日における専門委員の関与・法第九十二条の二） 第34条の2 法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項の決定があった場合には、専門委員の説明は、裁判長が進行協議期日において口頭でさせることができる。 2 法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）の規定は、前項の規定による進行協議期日における専門委員の説明について準用する。	×
（専門委員の説明に関する期日外における取扱い・法第九十二条の二） 第34条の3 裁判長が期日外において専門委員に説明を求めた場合において、その説明を求めた事項が訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、当該事項を通知しなければならない。 2 専門委員が期日外において説明を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その写しを送付しなければならない。	（専門委員の意見に関する取扱い・法第三十三条） 第24条 裁判長が専門委員に意見を求めた場合において、その意見を求めた事項が的確かつ円滑な審理を実現する上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、当該事項を通知しなければならない。ただし、裁判長が当事者が立ち会うことのできる非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を求めた場合は、この限りでない。 2 専門委員が非訟事件の手続の期日外において意見を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その写しを送付しなければならない。
（証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第九十二条の二） 第34条の4 裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）第二項の規定により専門委員が手続に関与する場合において、証人尋問の期日において専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を採ることができる。 2 当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。	（専門委員が関与する証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第三十三条） 第25条 裁判長は、法第三十三条第一項の規定により専門委員が非訟事件の手続に関与する場合において、証人の尋問を行う非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を述べさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴いて、専門委員の意見が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を採ることができる。 2 当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。
（当事者の意見陳述の機会の付与・法第九十二条の二） 第34条の5 裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければならない。	（専門委員の意見に関する当事者及び利害関係参加人の意見陳述の機会の付与・法第三十三条） 第26条 裁判所は、当事者及び利害関係参加人に対し、専門委員が述べた意見について意見を述べる機会を与えなければならない。

（専門委員に対する準備の指示等・法第九十二条の二） 第34条の6 裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）又は第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）の規定により専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、係争物の現況の確認その他の準備を指示することができる。	（専門委員に対する準備の指示等・法第三十三条） 第27条 裁判長は、法第三十三条第一項の規定により専門委員に意見を述べさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、係争物の現況の確認その他の準備を指示することができる。
2 裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。	2 裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。
（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第九十二条の三） 第34条の7 法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項又は第二項の期日において、法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）に規定する方法によって専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。	（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条） 第28条 法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。
2 専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を調査に記載しなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を記載することができる。	2 専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。
3 第一項の規定は、法第九十二条の二第三項の期日又は進行協議期日において第一項の方法によって専門委員に説明をさせる場合について準用する。	×
（専門委員の関与の決定の取消しの申立ての方式等・法第九十二条の四） 第34条の8 専門委員を手続に関与させる決定の取消しの申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。 2 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。ただし、当事者双方が同時に申立てをするときは、この限りでない。	×

（専門委員の除斥、忌避及び回避・法第九十二条の六） 第34条の9 第十条から第十二条まで（除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避）の規定は、専門委員について準用する。	（裁判所書記官及び専門委員の除斥等・法第十四条等） 第11条 裁判所書記官及び専門委員の除斥、忌避及び回避については、前三条の規定を準用する。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十七条に規定する裁判官がする。
（受命裁判官等の権限・法第九十二条の七） 第34条の10 受命裁判官又は受託裁判官が法第九十二条の二（専門委員の関与）各項の手続を行う場合には、第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）、第三十四条の四（証拠調べ期日における裁判長の措置等）、第三十四条の五（当事者の意見陳述の機会の付与）、第三十四条の六（専門委員に対する準備の指示等）第一項並びに第三十四条の七（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）第一項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。	（専門委員の関与する手続に関する受命裁判官及び受託裁判官の権限・法第三十三条） 第29条 受命裁判官又は受託裁判官が法第三十三条第一項の手続を行う場合には、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び前条第一項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

付録3 法律用語集

法律用語集

※ 以下の用語は、主に民事訴訟に関する用語をまとめたものです。

あ行

悪意【あくい】

ある事情を知っていることです。これに対して、知らないことを善意といいます。道徳的な善悪とは意味が異なります。

異議の申立て【いぎのもうしたて】

裁判官、裁判所書記官、当事者等の行為や裁判等に対して、不服を持つ当事者がその不服を申し立てることです。

意思能力【いしのうりよく】

有効に意思表示をすることができる能力のことで、一般的には幼年者や泥酔者には意思能力がないとされます（参照：権利能力、行為能力）。

意思表示【いしひょうじ】

一定の法律上の効果が発生することを望む意思を外部に表示する行為のことで、例えば、ある物を買いたいとの意思を、口頭で売主に伝える行為です。

慰謝料【いしゃりょう】

生命・自由・名誉等が侵害された場合の、その侵害による精神的損害に対する賠償金のことです。

逸失利益【いっしつりえき】

不法行為等があったことにより取得できなくなった利益のことで、例えば、交通事故で死亡した場合、その人が生きていれば取得できた給料等があります。

因果関係【いんがかんけい】

原因とそれによって生じる結果との関係のことで、例えば、交通事故により骨折した場合であれば、その骨折と事故との間に因果関係

があることになります。

訴えの利益【うったえのりえき】

原告が請求する裁判を行う必要性や利益のことです。この利益が認められない場合、訴えが却下（参照：却下）されます。

か行

確定【かくてい】

一般に、判決等の裁判は、上訴という不服申立てにより、取消しや変更を求めることができますが、上訴のできる期間が経過するなどして、取消しや変更ができなくなることを確定といいます。

瑕疵担保責任【かしたんぽせきにん】

売買の目的物に気付くことのできないような瑕疵（欠陥）がある場合や、請負の目的物に瑕疵がある場合に、売主や請負人が買主や注文主に対して負う担保責任のことです。

過失相殺【かしつそうさい】

債務不履行や不法行為による損害賠償金の支払を求める事件において、支払を求める債権者側や被害者側にも落ち度があるとき、これを考慮して賠償額を減額することです。

管轄【かんかつ】

裁判所の間において、裁判権の行使のために割り当てられた範囲のことで、特定の裁判所からみて、裁判権を行使できる範囲を管轄権といい、特定の事件からみて、その事件を審理できる裁判所を管轄裁判所といいます。

間接事実【かんせつじじつ】

主要事実（参照：主要事実）を証明するための個々の具体的な事実のことです。

鑑定嘱託【かんていしょくたく】

裁判所が、官庁や研究機関等に対して鑑定を依頼することです。通常の鑑定は鑑定人個人に依頼するものですが、鑑定嘱託は官庁や研

究所等の機関に依頼する点が異なります。

鑑定人の発問【かんていにんのはつもん】

鑑定人が、裁判所の許可を得て、法廷で行われる証人尋問や当事者尋問の場で、鑑定を行うために必要なことを証人や当事者本人等に直接質問することです。

棄却【ききやく】

裁判所に対する申立ての主張内容に理由が認められないとして、申立てを退ける裁判のことです。

期日【きじつ】

裁判官と原告や被告などの当事者等が裁判所の法廷等集まり、口頭弁論や証拠調べ等を行うために定められた日時のことです。なお、当事者等には裁判所から呼出しがなされます。

期日の変更、期日の延期【きじつのへんこう、えんき】

期日の前に一旦これを取り消し、別の期日を指定し直すことを期日の変更といい、期日を開いたが、その期日では事件の内容に立ち入らず、新たな期日を指定することを期日の延期といいます。

擬制自白【ぎせいじはく】

民事訴訟において、一方の当事者が相手方の主張する事実について争う旨を明確にしないため、その事実を自白したものとみなすことをいいます。

既判力【きはんりょく】

確定した判決によって決められた訴訟の結果について、当事者も裁判所も以後これを争うことができなくなるという拘束力のことです。

却下【きやつか】

裁判所に対する申立てがそれ自体不適法なために、その内容について判断しないままに、申立てを退ける裁判のことです。

記録【きろく】

「訴訟記録」ないし「事件記録」のことで、訴状や準備書面、証拠書類等の当事者が提出するもののほか、調書や判決書、証拠目録等

の裁判所が作成する書類等も含め、事件に関して作成・提出された書面で裁判所に保管されるものの一切をいいます。

均等論【きんとうろん】

特許請求の範囲に記載された特許発明の構成に非権利者の製品と異なる部分が存するため、その製品が文言上は権利者の特許の権利を侵害しないように見えても、実質的には特許請求の範囲に記載された特許発明の構成と均等なものと評価されるとして、特許権の効力を当該製品にまで及ぼす考え方のことです。

係属【けいぞく】→訴訟係属

決定【けつてい】

民事訴訟において裁判所がする裁判のうち、終局的な判断である判決と異なり、手続的事項や付随的事項等について簡易な形でされる裁判をいいます。

一方、非訟事件では、終局的な判断も決定の方式で行います。

頭出【けんしゅつ】

民事訴訟において裁判所が、調査囑託（参照：調査囑託）等の回答書を口頭弁論で示し、当事者に意見陳述の機会を与える特殊な証拠調べの方法です。

原状回復義務【げんじょうかいふくぎむ】

ある事実が生じなかったならば、本来存在したであろう法律上又は事実上の状態（原状）に戻す義務のことです。

原本【げんぽん】

ある事項を表示するため確定的なものとして作られた文書をいい、謄本（コピー）・抄本（文書の一部の抜き写し）等のもとなる文書、すなわちオリジナルの文書をいいます（参照：謄本、抄本、正本、副本）。

権利自白【けんりじはく】

法律関係についての相手方の主張のうち、自分に不利（相手方に有利）なものを認める陳述で、例えば、家屋明渡請求訴訟で、被告が

明渡し自体は争いつつ、原告がその家屋を所有すること（所有権）を認める場合、その認める陳述のことです。

権利能力【けんりのうりょく】

権利や義務の帰属主体となることができる資格をいいます（参照：意思能力、行為能力）。例えば、会社には権利能力があり、会社自体が契約の当事者や所有権者となれますが、町内会のような団体の場合、それ自体には権利能力はなく、契約当事者や所有権者等とはなりません。

行為能力【こういのうりょく】

法律行為を単独で有効にすることができる資格をいいます（参照：意思能力、権利能力）。民法は、未成年者や成年被後見人（精神上の障害により合理的判断をする能力を欠くとして後見開始の審判を受けた者）等を行為能力がない者（制限能力者）と定め、法律行為をしても取り消すことができるとしています。

攻撃防御方法【こうげきぼうぎょほうほう】

民事訴訟において、原告が請求を理由付けるために提出する主張や証拠等を攻撃方法といい、被告が請求棄却や訴え却下の申立てを理由付けるためにする主張や証拠等を防御方法といいます。

抗告【こうこく】

民事訴訟において、判決以外の裁判である決定及び命令に対する不服申立方法のことです。これに対し、判決に対する不服申立方法は、控訴、上告等があります。

控訴【こうそ】

民事訴訟において、第一審の終局判決に対する不服申立方法のことです。

口頭鑑定【こうとうかんてい】

鑑定人による鑑定意見の陳述方式のうち、口頭でこれを述べるものをいいます。

口頭弁論【こうとうべんろん】

民事訴訟において、公開の法廷で、当事者が受訴裁判所（参照：受訴裁判所）に対し口頭でそれぞれの主張を述べる審理の方式のことです。

抗弁【こうべん】

被告が、原告の主張する事実を前提としつつ、その事実に基づいて法律的な効果が発生するのを妨げたり消滅させたりするために、別の事実を主張することです。

さ行**再抗弁【さいこうべん】**

原告が、被告が主張する抗弁に対して、それが認められることによる法律的な効果の発生を妨げたり消滅させたりするために、別の事実を主張することです。

催告【さいこく】

債務者に対して債務の履行を請求したり、制限能力者や無権代理人の行為を追認するかどうか確答せよと求めたりするなど、相手方に対して一定の行為を要求することです。

裁定和解【さいていわかい】

当事者双方が共同で、事件の解決のために裁判所の示す和解条項に服する旨を申し立て、それに服することによって紛争の解決を図るものです。

裁判所【さいばんしょ】

司法権を行使する国家機関です。なお、訴訟法上の意味で裁判所という場合は、個別の事件について裁判権を行使する機関を指し、これは裁判官1名又は数名で構成されます。

裁判所に顕著な事実【さいばんしょにけんちょなじじつ】

裁判官にとって明白であるため、立証の必要がないこととされる事実のことです。

債務【さいむ】

債務者が債権者に対して一定の行為をすることを内容とする義務のことです。

債務不履行【さいむふりこう】

債務者が債務本来の趣旨、目的に従った履行をしないことです。

債務名義【さいむめいぎ】

強制執行によって実現されるべき請求権の存在及び内容を公的に証明する文書のことです。確定判決や裁判上の和解調書などがあります。

査定【さてい】

特許の出願が要件を満たしているかどうかを審査し、その許否の判断として行われる処分であって、特許をすべき旨の特許査定と出願を拒絶する拒絶査定があります。

参加人【さんかにん】

係属する他人（原告、被告等）間の裁判に参加した第三者のことです（参照：訴訟参加）。

事件番号【じけんばんごう】

事件を特定するために付けられる番号で、申立てがあった年、事件の種類を表す符号（民事事件はカタカナ、刑事事件はひらがな）及び申立て順の通し番号で構成されています。裁判所に事件のことで照会する場合は、事件番号で事件を特定するようお願いしています。

時効【じこう】

ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、継続してきた事実状態を尊重して権利の取得又は消滅を認める制度のことです（参照：取得時効、消滅時効）。

時効の中断【じこうのちゅうだん】

一定の事実が生じた場合に、時効期間の進行を中断させることです。

事実上の推定【じじつじょうのすいてい】

ある事実の存否が証明されることによって、他の事実の存在が推認

されるという関係のことです。

示談【じだん】

民事上の紛争を裁判によらずに当事者間で解決する契約で、当事者双方が譲歩をしている場合、その法律的性質は和解となりますが、裁判上の和解と区別して「示談」と呼んでいます。

私的鑑定書【してきかんでいしょ】

当事者が、裁判所の手続を利用せずに、自分で専門家に鑑定を依頼して（私的鑑定）、作成された鑑定書のことです。民事訴訟上は、裁判所の手続による場合と区別され、書証の一種として扱われます。

自白【じはく】

一方の当事者が、相手方の主張する自己に不利益な事実を認める行為のことで、民事訴訟の口頭弁論又は弁論準備手続である場合の自白を裁判上の自白といい、自白した事実は証明しなくても認定されるという法的効果が認められます。

司法修習生【しほうしゅうしゅうせい】

司法試験に合格した後、裁判官、検察官又は弁護士になる前提として、一定期間の修習をする者であり、修習の一環として、法壇の横等で法廷を傍聴することがあります。

釈明（求釈明）【しゃくめい（きゅうしゃくめい）】

求釈明とは、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするために、事実上及び法律上の事項に関して当事者に問いを発し、又は立証を促すことであり、釈明とは、これらの事項に関しての当事者の陳述のことです。

釈明処分としての鑑定【しゃくめいしょぶんとしてのかんてい】

釈明処分とは裁判所が訴訟関係を明瞭にするためにすることができる処分であり、釈明処分としての鑑定は、裁判所が訴訟関係を明瞭にするために鑑定を命じることです。

終局判決【しゅうきょくはんけつ】

第一審、控訴審等それぞれの審級で訴訟事件の全部又は一部の審理を完結する判決であり、通常、判決といえば、この終局判決のこと

をいいます。

なお、非訟事件においては、終局的な判断についても決定で行われます。

自由心証主義【じゆうしんしょうしゅぎ】

裁判所が証拠に基づいて事実認定をするに当たり、証拠の信用性を評価する場合に、裁判官の自由な判断に委ねることです。

集中証拠調べ【しゅうちゅうしょうこしらべ】

民事訴訟において、審理の充実・促進を図るために、争いがある点について整理した後に、証人等に対する尋問（人証調べ）を集中的に何人もまとめて行うことです。

集中部（専門部）【しゅうちゅうぶ（せんもんぶ）】

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権関係訴訟等、特定の種類の事件を集めた部署のことで、特定の種類の事件のみを扱う部は専門部、それ以外に一般の民事訴訟事件も扱う部は集中部と呼ばれます。

受継【じゅけい】

中断中の民事訴訟手続を、新しい当事者が引き継ぐことで、例えば、当事者が死亡した場合、相続人が新しい当事者となり、民事訴訟手続を受継することによって、手続が再開することになります（参照：中断）。

なお、非訟事件の手続では、当事者が死亡した場合等においてもその手続は中断されませんが、受継によって手続を進めることとなる点は同様です。

主尋問【しゅじんもん】

証人尋問等において、当該証人の尋問を請求した当事者がまず最初に行う尋問のことです（参照：反対尋問）。

受訴裁判所【じゅそさいばんしょ】

ある民事訴訟事件について実際に審理や手続が行われている裁判所のことです。

受諾和解【じゅだくわかい】

一方当事者が遠隔地に居住しているなどの理由により出頭することが困難であるときに、その当事者があらかじめ裁判所等から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他方当事者が期日に出頭しその条項案を受諾した場合に、和解を成立させるものです。

主張【しゅちょう】

民事訴訟での当事者の言い分であり、訴状、答弁書、準備書面等に書かれている内容のことで、裁判では、この主張が証拠によって理由付けられるかどうか争われます。証拠があっても、もともと主張がない場合は、判決で証拠の判断をすることができません。

主張責任【しゅちょうせきにん】

民事訴訟において、ある法的効果(損害賠償請求権を取得するなど)を得ようとする当事者が、その要件となる事実(主要事実)を主張しなければならないという負担のことで(あるいは主要事実が主張されないことにより法的効果が認められないという不利益のことです。)

出願【しゅつがん】

特許等を受けようとする者が、願書を特許庁長官に提出することです。

出頭裁判所【しゅつとうさいばんしょ】

遠隔地に居住している証人等をテレビ会議システムを利用して尋問する場合、証人等が出頭する最寄りの裁判所のことです。

取得時効【しゅとくじこう】

権利者らしい状態が一定の期間継続することによって所有権等の権利を取得するという効果が与えられることです(参照:時効、消滅時効)。

主任書記官【しゅにんしよきかん】

事件記録を作成、保管したり、事件の進行管理を担当する裁判所書記官の事務処理を指導監督する職員のことです。

受命裁判官【じゅめいさいばんかん】

裁判長により指名されて、和解の試み、弁論準備手続、書面による準備手続、証人尋問等の特定の手続を、合議体に代わって行う合議体の一員である裁判官のことです。

主要事実【しゅようじじつ】

損害賠償請求権の発生等の一定の法律上の効果を認めるために、直接必要な事実のことです。また、その法律上の効果を消滅させるために、直接必要な事実もこれにあたります。

準備書面【じゅんびしよめん】

民事訴訟において、当事者が口頭弁論で陳述しようとする事項を記載した書面のことで、この書面は、口頭弁論の前にあらかじめ裁判所に提出され、かつ、相手方当事者に直送されます。

証拠【しょうこ】

事実の存否について、裁判官が判断するための根拠となる資料のことです。

上告【じょうこく】

控訴審でされた終局判決に対し、法律審(法律面に限って審理を行う審級)である上級裁判所に不服を申し立てることです。

上告受理申立て【じょうこくじゅりもうしたて】

判決に法令の解釈に関する重要な事項に関する誤りがあると認められる場合等に、最高裁判所が、決定をして上告を受け付ける制度による申立てのことです。

証拠能力【しょうこのうりよく】

証拠として用いることができる資格のことです。

証拠方法【しょうこほうほう】

証人や文書のような、証拠調べの対象になる人又は有形物のことです。鑑定書も法廷において提出されると、この証拠方法になります。

証拠保全【しょうこほぜん】

訴訟が提起された後に行われる証拠調べを待っていては、証拠調べ

が不可能又は困難になるおそれがある場合に行う証拠調べの手続のことです。

上訴【じょうそ】

裁判が確定（参照：確定）しない間に、上級裁判所へ、その裁判に対する不服を申し立てることです。

抄本【しょうほん】

原本の一部を抜き写したものです（参照：正本、謄本、副本）。

証明責任【しょうめいせきにん】

ある事実が存在するかどうか分からない場合には、その事実は証拠上認定できないことになり、一方当事者が不利益を負うことになります。このような形でどちらかの当事者が不利益を負うことを証明責任といいます。

消滅時効【しょうめつじこう】

一定期間権利を行使しないことによって権利が消滅することです（参照：時効、取得時効）。

囑託【しよくたく】

他の裁判所や官庁等に、文書送付、調査、証人の尋問等を依頼することです。

所在尋問【しょうざいじんもん】

証人が病気等のため、裁判所に出頭することが困難な場合などに、訴訟の審理をしている裁判所以外の場所で証人尋問を行うことです。

書証【しよしょう】

当事者が証拠として提出した文書それ自体をいいます。民事訴訟では、原告提出分を甲号証、被告提出分を乙号証として整理されます。

書証の認否【しよしょうのにんぴ】

証拠として提出された文書に関し、提出者が主張する特定人の意思に基づいて作成されたものであるか否か（文書が真正に成立したか否か）の相手方の意見のことです。書証の内容ではなく、成立についてのみの意見であることに特徴があります。

除斥期間【じょせききかん】

権利関係を一定の期間に確定することを目的として、法律の定めがある場合に、一定の期間内に権利を行使しなければ、その権利が当然に消滅することとされている期間のことです。

書面尋問【しよめんじんもん】

証人尋問を行う場合、裁判所が相当と認め、当事者に異議がないときに、法廷で口頭で行うのではなく、書面を提出させる形で尋問することです。

書面宣誓【しよめんせんせい】

鑑定人の宣誓について、手続の実質的合理化のため、鑑定人に裁判所への出頭を求めず、郵便等で宣誓書を提出してもらう形式の宣誓のことです。

新規性【しんきせい】

発明の技術等の内容が、特許出願前に一般に知られていたり、公に実施されたものであったり、刊行物に記載されたものではないことをいいます。

信義誠実の原則【しんぎせいじつのげんそく】

権利の行使及び義務の履行について社会生活上要求される規範で、社会生活上一般的に相手を持つであろう正当な期待に沿うように行動すべきであるという原則のことです。

審決【しんけつ】

特許庁の審判の審理の結果として、審判官（参照：審判官）が下した判断です。

審査官【しんさかん】

特許等の出願が要件を満たしているかどうかを審査する特許庁の職員のことです（参照：審判官）。

心証【しんしょう】

訴訟上認定すべき事実に関して、裁判官が証拠調べを通じて持つに至った内心的判断のことです。

審尋【しんじん】

裁判の手続上、口頭弁論を開かないときに、当事者その他の関係人に、個別的に書面又は口頭で陳述の機会を与え、その陳述を聴くことです。民事執行手続や民事保全手続で当事者等から事情を聴く場合によく使われます。

審判官【しんぱんかん】

審査官が行った査定に対する不服申立てである審判を担当する特許庁の職員のことです（参照：審決、審査官）。

尋問【じんもん】

裁判所又は当事者が、証拠調べの手続の中で、証人又は当事者に対して口頭で質問を発して、返答を求め、供述を得る手続のことです。

審理【しんり】

裁判所が裁判手続において、結論を出すために、当事者の主張を聴き、証拠調べをするなどして事実関係を調べて、これを明らかにすることです。

審理計画【しんりけいかく】

訴訟手続において、当事者の主張や証拠調べの申出を整理して、どのような手順でどのくらいの時間をかけて審理を進め、終局に至らせるかを計画したものです。

請求の原因【せいきゅうのげんいん】

原告が裁判で請求していることを特定し、その請求を裏付けるのに必要な事実又はそのような事実として訴状に記載されたもののことです。

請求の趣旨【せいきゅうのしゅし】

原告が裁判でどのような判決を求めるかを訴状に簡潔に記載した訴えの結論にあたる部分のことです。

請求の認諾【せいきゅうのにんだく】

民事訴訟の口頭弁論等の期日において、被告が原告の請求を認める陳述をすることで、これにより裁判所は判決をせず、請求は認めら

れたものとして訴訟は終了することになります。

請求の放棄【せいきゅうのほうき】

民事訴訟の口頭弁論等の期日において、原告が裁判で自ら求めた請求を求めない旨の陳述をすることで、これにより裁判所は判決をせず、請求は放棄されたものとして訴訟は終了することになります。

製造物責任【せいぞうぶつせきにん】

製造又は加工された物の欠陥が原因で人の生命、身体、財産に被害が生じた場合に、その物を製造した業者等が損害賠償の責任を負うことをいいます。

正本【せいほん】

原本の内容を完全に写した謄本の一形式で、特に、外部において原本と同一の効力を持つように作成された書面のことです。判決正本、和解調書正本等があり、これらは、権限のある者（裁判所書記官）が原本に基づいて、その旨の認証をして作成します（参照：抄本、副本）。

質問権【せきもんけん】

裁判所あるいは相手方の訴訟上の行為が法規上定められた訴訟手続に違反したことに対して異議を述べ、その効力を争う当事者の権利の内容のことです。この権利を使う機会があったのに使わず、違反した訴訟手続が確定して、正当化されることを質問権の喪失といいます。

説明義務違反【せつめいぎむいはん】

説明する義務（例えば医療行為の場合のインフォームド・コンセント等）があるにも関わらず説明しないことで、損害賠償責任を問われることです。

善意【ぜんい】

民法などで、法律に定める問題となる事情を知らないことを善意といいます（参照：悪意）。

善管注意義務【ぜんかんちゅういぎむ】

行為者の職業、その属する社会的・経済的地位に応じて有する知識経験等に照らして、通常期待されている程度の抽象的・一般的な注意義務のことです。

宣誓【せんせい】

訴訟手続において、供述や鑑定の実質性を保障する目的で、供述等をする者に対し、供述をさせる前に法廷で良心に従って真実を述べることを宣誓書を朗読することにより誓わせることです。これに反した場合には、刑罰の制裁を科されることがあります（参照：書面宣誓）。

宣誓書【せんせいしょ】

法廷で宣誓した内容を記載し、宣誓した者が署名押印した文書のことです。

専門家調停委員【せんもんかちょうていいいん】

専門的な分野の知識を有している調停委員のことで、例えば医師、建築士、公認会計士、税理士等の専門の資格を有する調停委員の総称です。

専門訴訟【せんもんそしょう】

法律以外の専門科学的な分野が紛争の中心となる訴訟のことで、医療や建築に関する訴訟のほか、知的財産やコンピュータ等の先端知識、技術が問題となる訴訟もこれに含まれます。

相殺【そうさい】

二人が互いに同種の債務を負担している場合で、双方の債務が弁済期にあるときに、一方の者が相手方に意思表示をすることによって同じ額の範囲でそれぞれが債務を免れるようになる制度です。

相当因果関係【そうとういんがかんけい】

法律上、損害賠償の範囲を決める考え方の一つで、ある行為と損害との間に、その行為があった場合に、その結果として損害が発生するのが通常と考えられるとき、又は損害の発生を予見することがで

きたと考えられるときに、相当因果関係があるといえます（参照：因果関係）。

送付嘱託【そうふしょくたく】

裁判所が事案の解明のために必要と認めるときに、当事者以外の外部機関に対して、その所持する書類を裁判所に送付するように依頼する訴訟行為のことです。

即時抗告【そくじこうこく】

判決以外の裁判に対する不服申立（抗告）方法の一類型で、法律が特に明文で一定の期間内に提起しなければならないと規定している場合に限り許される抗告のことです。

訴訟係属【そしょうけいぞく】

特定の訴訟事件が裁判所で訴訟中の状態にあることで、単に「係属」ともいいます。

訴訟行為【そしょうこうい】

訴訟法上の効果が生じることを目的としてされる意思行為のことで、行為の主体によって、裁判所がする訴訟行為と、当事者その他の関係人の訴訟行為とに分かれます。

訴訟参加【そしょうさんか】

訴訟係属中の民事訴訟に、その訴訟によって権利又は法律上の利益に影響を受ける第三者が参加することです。

訴訟指揮【そしょうしき】

訴訟手続の進行について権限を有する裁判所（裁判長）が、訴訟の追行が法規に適合し、かつ、適正な審理が迅速に行われるように配をふるうことです。

訴訟代理人【そしょうだいにん】

民事訴訟法上、当事者本人のための訴訟追行をするために与えられる代理権を有し、これに基づいて本人のために訴訟追行をする者です。法令上の訴訟代理人（支配人等）と、本人からの個別の委任に基づく訴訟代理人とがあります（参照：代理人、法定代理人）。

なお、非訟事件においては、これらの者を手続代理人と表現します。

訴訟能力【そしょうのうりよく】

自ら有効に訴訟行為をし、又は相手方や裁判所の訴訟行為に応じるために必要な能力のことです。

疎明【そめい】

訴訟手続上、当事者の主張する事実について、裁判官が一応確からしいという程度の心証を抱いた状態又は裁判官にその程度の心証を得させるために当事者がする行為のことです。

損害賠償請求事件【そんがいばいしょうせいきゅうじけん】

債務不履行や不法行為などによって損害を受けた者が、損害を与えた者に対して、その賠償を求める事件のことです（参照：債務不履行、不法行為）。

た行

第一審【だいいっしん】

訴訟における最初の審級のことで、民事通常訴訟の場合、訴額が140万円までの事件は簡易裁判所が、140万円を超える事件は地方裁判所が、それぞれ第一審を管轄する裁判所となります。

第三者【だいさんしゃ】

ある法律関係に直接関与する者を当事者（民事訴訟においては原告あるいは被告をいう。）といい、それ以外の者を第三者といいます。

対質尋問【たいしつじんもん】

証人の証言相互、証人の証言と当事者の陳述、当事者の陳述相互が食い違う場合に、これらの者を対面させて同時に行う尋問方法のことで、裁判長の裁量によって行われます。

対席判決【たいせきはんけつ】

民事訴訟において、当事者双方の弁論に基づいてされる判決のことです。これに対し、被告が口頭弁論期日に出頭しないなどにより、当事者の一方の弁論だけに基づいてされる判決を「欠席判決」とい

います。

代理人【だいにんにん】

代理することができる地位にある人、すなわち、他人に代わって意思表示をし、また意思表示を受ける権限を有する人のことです。代理の効果は、代理人ではなく、本人に帰属します。訴訟（手続）代理人弁護士のことを代理人と呼ぶこともあります（参照：訴訟代理人、法定代理人）。

知的財産【ちてきざいさん】

研究開発等、知的な創造活動で生まれたものの総称で、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、商標、商号、営業秘密等が代表例です。

中断【ちゅうだん】

民事訴訟の係属中に、一方の当事者に訴訟追行を不可能又は困難にする一定の事由（中断事由）が発生した場合に、新しい当事者が訴訟に関与できるようになるまでの間、手続の進行が停止した状態のことです。

調査嘱託【ちょうさしよくたく】

証拠調べ手続の一つで、裁判所が官庁・公署・学校・商工会議所・取引所その他の団体に対して必要な調査をして報告することを求めることです。嘱託先の手元の資料で容易に回答できる場合に利用されます。

調書【ちょうしょ】

民事訴訟等においては、訴訟手続等の経過・内容を記録し、公証するために裁判所書記官により作成される公文書のことをいい、口頭弁論調書、和解調書等があります。

陳述【ちんじゅつ】

意見や考えを口頭で述べることです。特に訴訟手続では、訴訟当事者が自己の申立てを理由付けたり、相手方の申立てを排斥するために、事実あるいは法律効果についての認識を裁判所に申し述べる訴訟行為を指します。

陳述書【ちんじゅつしょ】

当事者やその他の関係人の陳述を記載した書面で、書証として取り扱われます。なお、非訟事件においては、書証としてではなく、事実の調査によって取り調べることも多くあります。

実務的には、計算関係、相続関係、専門的技術的事項等の理解を助けるほか、争点等の整理手続や集中証拠調べを実施する際に有用であると理解されています。

通常抗告【つうじょうこうこく】

判決に対する不服申立方法は控訴や上告ですが、決定や命令に対する不服申立方法が抗告です。民事訴訟においては、不服申立ての期間が定められている即時抗告と、期間の制限がなく、原裁判を取り消す利益がある限りいつでも提起できる通常抗告があります。

通知【つうち】

意思又はある事実を他人に知らせることです。意思の通知（時効中断のための催告等）、觀念の通知（債権譲渡の通知等）等があります。

提示【ていじ】

裁判所が、文書送付嘱託等により裁判所に送付された文書を口頭弁論期日等において示すことです。また、当該裁判所に保管中の別の訴訟記録を書証申出することを「記録提示の申出」といい、その手続を「記録の提示」といいます。

適時提出主義【てきじていしゅつしゅぎ】

民事訴訟において攻撃防御方法（参照：攻撃防御方法）を訴訟の進行に応じた適切な時期に提出しなければならないとする原則のことです。

当業者【とうぎょうしゃ】

当該発明の属する技術分野の通常の知識を持っている者のことです。

当事者【とうじしゃ】

特定の法律関係又は事項についての直接の関係者のことで、民事訴訟においては原告又は被告、非訟事件においては申立人又は相手方

のことです。

当事者照会【とうじしゃしょうかい】

民事訴訟の当事者が、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当な期間を定めて、書面で回答するよう照会する制度のことです。

当事者適格【とうじしゃてきかく】

民事訴訟の当事者として訴訟を行い、本案判決を求めることができる資格のことです。

謄写【とうしゃ】

訴訟記録を書き写すこと、写し取ることをいいます。

謄本【とうほん】

原本の内容を同一文字・符号により全部写したもので、原本の内容を証明するために作られる書面のことです（参照：正本、抄本、副本）。

独立当事者参加【どくりつとうじしゃさんか】

係属中の民事訴訟に、第三者がその訴訟の双方又は一方の当事者に対し、原告の請求と関連する請求を申し出て、同時に統一的な裁判を求める訴訟の形態のことです。

特許発明の技術的範囲【とっきよはつめいのぎじゅつてきはんい】

当該特許権の効力の及ぶ物的範囲のことです。その範囲については、出願の際の願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないとされています。この特許請求の範囲のことを「クレーム」と呼ぶこともあります。

な行**認証【にんしょう】**

一定の行為又は文書の成立、記載が正当な手続によって行われたことを公の機関が確認、証明することです。裁判所では、裁判所書記官が正本や謄本を作成するときに認証を行います。

人証【にんしょう（じんしょう）】

証拠調べにおいて、取調べの対象が人である場合をいい、人証には証人、当事者等があります。

認容【にんよう】

原告（申立人）の主張を認めることです。

は行**破棄【はき】**

上訴裁判所が原判決を取り消すことをいいます。

判決【はんけつ】

民事訴訟の事件に対する裁判所の最終判断のことです。原則として口頭弁論を行った上で、法定の方式により作成した判決原本に基づき、判決の言渡しをすることにより判決が成立します。

判決の言渡し【はんけつのいいわたし】

判決を当事者に告知する方法のことです。判決は言渡しにより成立・発効するものであり、言渡しは公開の法廷で、裁判長が判決の主文を朗読して行います。

反訴【はんそ】

民事訴訟の係属中に、被告が原告を相手方として係属中の本訴（参照：本訴）と併合して審理をすることを求めて提起する訴えのことです。

左陪席【ひだりばいせき】

裁判官3名の合議事件において、裁判長から見て左側（傍聴席から見て右側）に座る陪席裁判官のことです。主任裁判官として、判決の第一次起案をすることが多いです。

副本【ふくほん】

原本と記載内容、記名・押印が同一の書面のことで、当事者その他利害関係人への送付のために用いられます。押された印鑑の印影までが原本と同一である点で、単なる写しとは異なり、また、公証機

関による認証がない点で正本や謄本とは異なります（参照：原本、抄本、正本、謄本）。

不知【ふち】

相手方が申し出た書証が真正に成立したこと（書面の作成名義人によって書面が作成されたこと）や相手方の主張した事実について、その真偽を知らないと陳述することです。

付調停【ふちようてい】

受訴裁判所（参照：受訴裁判所）又は非訟事件（調停以外）が係属する裁判所が、当該事件を調停に付し、一旦調停に移行させることです。

不法行為【ふほうこうい】

ある行為によって他人に生じた損害を賠償する責任が生じる場合に、その行為を不法行為といいます。

文書提出義務【ぶんしょていしゅつぎむ】

文書提出命令の前提として民訴法と非訟法が認めている義務のことです。

文書提出命令【ぶんしょていしゅつめいれい】

文書を証拠として使用するために、文書の所持者にその提出を命じる裁判所の決定のことです。

弁論終結【べんろんしゅうけつ】

訴訟の審理を終了することで、裁判所がその事件について判決をすることができると判断したときに、口頭弁論期日でこの宣言をします。裁判所は、この時点までの当事者の主張及び証拠を資料として終局判決をすることになります。

弁論の分離【べんろんのぶんり】

一つの訴訟事件に、例えば、貸金請求と売買代金請求の2個の請求が含まれるとき、当事者が複数あるとき、又は請求ごともしくは当事者ごとに別個の期日で審理することが効率的と判断されるときに弁論の分離が行われます。以後、別個の手続で審理がされることに

なります。

弁論の併合【べんろんのへいごう】

複数の訴訟事件が係属する場合、事件内容を考慮して、証拠が共通であるなどの事情があるため複数の事件を同一の期日で併せて審理することが効率的であると判断されるときなどに、弁論の併合が行われます。

法廷【ほうてい】

口頭弁論等の公開の裁判手続が行われる部屋のことです。通常、法壇、原告席、被告席、書記官席、証言台、傍聴席等からなっています。

法定代理人【ほうていだいにん】

本人の意思に基づかずに法律の規定によってその地位につく、又は選任される代理人のことで、例えば、未成年者についてはその親権者(父及び母)が、本人である未成年者の意思にかかわらず代理人になります(参照：代理人、訴訟代理人)。

保管物【ほかんぶつ】

裁判手続において、将来、原則として返還されることを前提に、訴訟関係人や第三者から裁判所に提出された物のことで、例えば、医療機関から提出されたレントゲン写真等がこれにあたります。

補佐人【ほさにん】

当事者又は訴訟代理人とともに期日に出頭して当事者等の訴訟活動を補助する者です。

補充鑑定書【ほじゅうかんていしょ】

一度、鑑定書が提出された後、同一の鑑定事項について、更なる説明が必要となった場合に、先に提出された鑑定書の内容を補充するために提出される鑑定書のことです。

補助参加【ほじょさんか】

係属中の訴訟の結果について利害関係をもつ当事者以外の第三者が、当事者の一方を勝訴させるためにその訴訟に参加することで、

例えば、交通事故の被害者が加害者に対して損害賠償を求める訴訟に、加害者が加入する損害保険会社が参加すること等があります。

補正【ほせい】

訴状等の当事者提出の書面につき、記載事項に不足があったり、貼付印紙が不足していた場合に、提出後に不足を正したり、不足分の印紙を提出したりすることです。

補正命令【ほせいめいれい】

原告、被告等の当事者に対し、法的に不備な事項については是正を求める命令のことです。

本案判決【ほんあんはんけつ】

訴えの内容につき審理し、その主張する権利関係の存否について判断した判決のことです。

本訴【ほんそ】

反訴(参照：反訴)が提起された場合における、その基本となる最初の訴えのことです。

本人訴訟【ほんにんそしょう】

当事者本人が弁護士等の訴訟(手続)代理人を選任せずに自ら訴えを提起するなどし、裁判の手続を行うことです。

ま行

右陪席【みぎばいせき】

裁判官3名の合議体において、裁判長から見て右側(傍聴席から見て左側)に座る陪席裁判官のことです。

民事執行手続【みんじしっこうてつづき】

判決や和解調書等の債務名義に基づく強制執行や抵当権等の担保権に基づく競売手続の総称であり、民事執行法に基づいて、権利を有する者が最終的にその満足を得るために不動産や債権を差し押さえて換価等をするものです。

民事保全手続【みんじほぜんてつづき】

訴訟手続が終了して自己の権利の確定するのを待っていては、相手方が財産を散失するなどして、資金の回収が不可能になるおそれがあるときに、最終的な権利の満足が得られなくなることを防ぐため、民事保全法に基づいて、迅速な手続で、財産を保全することです。

明細書【めいさいしょ】

特許出願の際に願書に添付して提出される書類であって、発明の名称、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明が記載された書類のことです。

や行

要件事実【ようけんじじつ】

実体法（民法など）に規定された、一定の法律効果が発生するために必要な具体的事実のことです。

呼出状【よびだしじょう】

当事者等に期日を告知し出頭を命ずる（呼出し）旨を記載した書面のことです。

ら行

ラウンドテーブル法廷【らうんどてーぶるほうてい】

裁判官と当事者が、だ円形のテーブルを囲んで審理を行う形の法廷のことです。民事訴訟において、通常の法廷と比較して当事者・訴訟代理人が比較的気軽に発言することができ、裁判官も釈明権を行使しやすいので、争点等の整理手続が容易になり、和解にも資するものとされています。

立証【りっしょう】

訴状、答弁書その他の準備書面等に記載されている事実の存否を裏付けるために、証拠となる書面を提出したり、証人尋問等を行うことです。